

# 萩

## 藩の孝人・奇特人

—松平義二郎領内周防長門孝人・奇特人之覚—



目次

目次	1
解説	5
該当地域図	7
凡例	8
松平義二郎領内周防・長門孝人・奇特人之覺	9
萩藩領	
玖珂郡	
宇佐村半兵衛・吉助(孝行人)	10
深川村残人(孝行人)	10
山代本郷村いち(孝行人)	11
山代本郷村くら(孝行人)	11
山代本郷村いち(孝行人)	11
山代本郷村くら(孝行人)	12
秋掛村伊右衛門・かん(孝行・奇特人)	12
野谷村喜右衛門(孝行人)	13
瀬越村はる(孝行人)	13
瀬越村与四郎(奇特人)	13
錦見村ゆき(孝行人)	14
錦見村かめ(孝行人)	14
門前村作兵衛(孝行人)	14
青木村伊右衛門(孝行人)	15
保津村源次郎(奇特人)	15
岩国町和田屋利兵衛(孝行人)	15
岩国町蔵舁屋五兵衛(奇特人)	15
岩国町羽織屋藤右衛門(孝行人)	16
岩国町鍛冶権六(奇特人)	16
今津町塩屋権左衛門(奇特人)	16
関浜村伝兵衛(孝行人)	16
由宇村善右衛門(孝行人)	17
長谷村市兵衛(孝行人)	17
日宛村ひさ(孝行人)	17
小畑村みや(孝行人)	17
天尾村亀松(孝行人)	18
柳井村次郎左衛門(孝行人)	18
玖珂本郷村竹原屋与兵衛(孝行人)	18
玖珂本郷村柳井田仁左衛門(孝行人)	18
尾瀬村あき(奇特人)	19
通津村与作(奇特人)	19
関戸村ふみ(奇特人)	19
大島郡	
安下庄村長尾鞆負(孝行人)	20
安下庄村清兵衛(奇特人)	20
屋代村喜兵衛(孝行人)	21
大島村山田屋亀松(奇特人)	21
遠崎村次郎兵衛(奇特人)	21
久賀村新九郎(奇特人)	21
熊毛郡	
光井村半兵衛(孝行人)	22
室積村幸右衛門(孝行人)	22
室積村茂左衛門(孝行人)	22
室積村やま(孝行人)	22
東荷村つね(孝行人)	23

麻郷村志熊玄仙(奇特人)	23
都濃郡	23
須々万村市左衛門(孝行人)	23
中須村伊兵衛(孝行人)	24
中須村惣右衛門(孝行人)	24
佐波郡	24
三田尻村くめ(孝行人)	24
三田尻村七兵衛(孝行人)	25
三田尻村とな(孝行人)	25
三田尻村れん(孝行人)	25
三田尻村中島屋新右衛門(奇特人)	25
牟礼村平之允・八郎右衛門(孝行人)	26
佐波令村せん(孝行人)	26
佐波令村源左衛門・きの(孝行人)	26
上徳地村善七(奇特人)	27
米光村孫七(孝行人)	27
巢山村権七(奇特人)	27
柚木村権右衛門(奇特人)	27
吉敷郡	28
山口町正右衛門(孝行人)	28
山口町難波左吉(孝行人)	28
山口町助右衛門(孝行人)	28
山口町平六(孝行人)	28
山口町安永藤七(孝行人)	29
山口町安部平右衛門・河村伝右衛門(奇特人)	29
山口町岡源左衛門・宗藤左衛門(奇特人)	29
山口町丹後屋久右衛門・宮田半兵衛(奇特人)	29

小郡村りよ(孝行人)	30
小郡村かね(孝行人)	30
仁保村新右衛門(奇特人)	30
仁保村金十郎(奇特人)	31
深野村弥右衛門・はつ(孝行人)	31
恒富村作左衛門(奇特人)	31
阿武郡	31
萩油屋町籠屋次郎右衛門(孝行人)	31
萩油屋町村上助左衛門(孝行人)	32
萩古魚店町谷村新右衛門(孝行人)	32
萩古魚店町山岡作右衛門(孝行人)	32
萩古魚店町栗田次右衛門(孝行人)	32
萩北片河町鈴川金右衛門(孝行人)	33
萩北片河町青木新兵衛(孝行人)	33
萩南片河町りん(孝行人)	33
萩南片河町阿川市郎右衛門(孝行人)	34
萩南片河町岡藤三郎右衛門(孝行人)	34
萩南片河町末永助左衛門(奇特人)	34
萩春若町はつ(孝行人)	34
萩春若町よね(孝行人)	34
萩春若町阿武彦右衛門(孝行人)	35
萩春若町弓屋半七(奇特人)	35
萩恵美須町原太郎左衛門(孝行人)	35
萩恵美須町挑灯屋善右衛門(孝行人)	36
萩恵美須町内田吉左衛門(孝行人)	36
萩細工町久次郎(孝行人)	36
萩細工町杉谷七右衛門(孝行人)	36
萩上五間町竹内喜右衛門(孝行人)	37

萩上五間町吉村安左衛門(孝行人)	.....	37
萩下五間町大谷源右衛門(孝行人)	.....	37
萩下五間町まさ(孝行人)	.....	37
萩下五間町金子源右衛門(孝行人)	.....	38
萩下五間町大多和藤左衛門(孝行人)	.....	38
萩下五間町中村市松(孝行人)	.....	38
萩下五間町金子清左衛門(奇特人)	.....	38
萩下五間町溝上文右衛門(奇特人)	.....	39
萩津守町すめ(孝行人)	.....	39
萩塩屋町山崎長助(孝行人)	.....	39
萩古萩町きく(孝行人)	.....	39
萩古萩町寺尾作右衛門(孝行人)	.....	40
萩熊谷町多根平左衛門(孝行人)	.....	40
萩今魚店町あき(奇特人)	.....	40
萩平安古町貞七(孝行人)	.....	41
萩平安古町ちよ(孝行人)	.....	41
萩平安古町みの(孝行人)	.....	41
萩呉服町野村惣右衛門(孝行人)	.....	41
萩米屋町よね(孝行人)	.....	42
萩米屋町横山茂右衛門(孝行人)	.....	42
萩米屋町阿武与三右衛門(孝行人)	.....	42
萩東田町市右衛門(孝行人)	.....	43
萩東田町竹内松之助(孝行人)	.....	43
萩東田町津島権吉(孝行人)	.....	43
萩東田町河内屋権七(孝行人)	.....	44
萩西田町田中五郎八(孝行人)	.....	44
萩西田町増田市郎兵衛(孝行人)	.....	44
萩西田町山根又左衛門(孝行人)	.....	44

萩西田町つる(孝行人)	.....	45
萩西田町田中吉左衛門(孝行人)	.....	45
萩西田町伊藤権右衛門(孝行人)	.....	45
萩西田町金子権右衛門(孝行人)	.....	45
萩唐樋町辰坊五郎左衛門(孝行人)	.....	46
萩御許町足立文六(孝行人)	.....	46
萩御許町角田善兵衛(孝行人)	.....	46
萩御許町岩本六右衛門(孝行人)	.....	46
萩御許町吉田幸右衛門(孝行人)	.....	47
萩御許町ぎん(孝行人)	.....	47
萩御許町柴田七兵衛(孝行人)	.....	47
萩御許町重岡善兵衛・よし(孝行人)	.....	47
萩御許町河原林熊槌(孝行人)	.....	48
萩御許町小法師左七(奇特人)	.....	48
萩橋本町大谷弥左衛門(孝行人)	.....	48
萩橋本町河上屋権右衛門(孝行人)	.....	48
萩橋本町藤井藤兵衛(孝行人)	.....	49
萩橋本町田村五左衛門(孝行人)	.....	49
萩橋本町はん(孝行人)	.....	49
萩橋本町河上屋蓑松(孝行人)	.....	49
萩橋本町長野源左衛門(孝行人)	.....	49
萩橋本町前田源次郎(孝行人)	.....	50
萩橋本町堀弥左衛門(奇特人)	.....	50
萩橋本町まし(奇特人)	.....	50
萩椿町せき(孝行人)	.....	51
萩椿町笠井九左衛門(孝行人)	.....	51
萩椿町福井九十郎(孝行人)	.....	51
萩浜崎新町作右衛門(孝行人)	.....	51

萩浜崎新町妙林(孝行人)	.....	52
萩浜崎新町又右衛門(孝行人)	.....	52
萩浜崎浦十郎兵衛(孝行人)	.....	52
萩浜崎浦たか(孝行人)	.....	53
萩浜崎浦三左衛門(孝行人)	.....	53
椿郷ゆく(孝行人)	.....	53
椿郷権六(孝行人)	.....	53
椿郷ぎん(孝行人)	.....	54
椿郷権兵衛(孝行人)	.....	54
椿東分久左衛門(孝行人)	.....	54
椿東分五右衛門(孝行人)	.....	54
椿東分徳松(孝行人)	.....	55
椿東分福松(孝行人)	.....	55
椿東分まつ(孝行人)	.....	55
椿西分市郎左衛門(孝行人)	.....	56
椿西分次郎兵衛(孝行人)	.....	56
明木村やつ(孝行人)	.....	56
明木村甚右衛門・松右衛門(孝行人)	.....	56
明木村次右衛門・瀧右衛門(孝行人)	.....	57
明木村かん(孝行人)	.....	57
佐々並村八兵衛(奇特人)	.....	57
川上村みや(孝行人)	.....	58
川上村ひやく(孝行人)	.....	58
川上村みの(孝行人)	.....	58
川島村弥左衛門(孝行人)	.....	59
川島村長左衛門(孝行人)	.....	59
福井村小兵衛(孝行人)	.....	59
福井村与次郎(孝行人)	.....	59

福井村三郎左衛門(孝行人)	.....	60
福井村次郎左衛門(孝行人)	.....	60
黒川村もん(孝行人)	.....	60
黒川村あき(孝行人)	.....	61
三見村三右衛門(孝行人)	.....	61
三見村茂左衛門(孝行人)	.....	61
三見村平次郎(孝行人)	.....	62
山田村くめ(孝行人)	.....	62
山田村千代松(奇特人)	.....	62
嘉年村善五郎(孝行人)	.....	62
福田村るめ(孝行人)	.....	63
宇多村伊右衛門(孝行人)	.....	63
宇多村市郎右衛門(孝行人)	.....	63
吉部村喜右衛門(孝行人)	.....	63
小川村よし(孝行人)	.....	64
地福村より(孝行人)	.....	64
大津郡	.....	64
瀬戸崎村善左衛門(孝行人)	.....	64
瀬戸崎村平右衛門(孝行人)	.....	64
通浦四郎兵衛(孝行人)	.....	65
通浦武助(孝行人)	.....	65
蔵小田村市松(孝行人)	.....	66
野田村ふみ(孝行人)	.....	66
美祢郡	.....	66
大田村はる(孝行人)	.....	66
大田村五郎右衛門(奇特人)	.....	66
絵堂村与左衛門(孝行人)	.....	67
秋吉村甚左衛門(孝行人)	.....	67

秋吉村半左衛門(奇特人)	.....	67
嘉万村九郎兵衛(奇特人)	.....	67
嘉万村吉郎右衛門(奇特人)	.....	68
大嶺村六三郎(孝行人)	.....	68
伊佐村権平(孝行人)	.....	68
伊佐村伝右衛門(孝行人)	.....	68
厚狭郡	.....	69
殖生村せい(孝行人)	.....	69
殖生村孫左衛門(孝行人)	.....	69
殖生村庄次郎(奇特人)	.....	69
吉田村佐兵衛(孝行人)	.....	69
吉田村孫兵衛(孝行人)	.....	70
山井村吉六(孝行人)	.....	70
山井村徳右衛門(孝行人)	.....	70
松屋村伝右衛門(奇特人)	.....	70
松屋村又左衛門(奇特人)	.....	71
吉見村なん(孝行人)	.....	71
豊浦郡	.....	71
肥中浦もみ(孝行人)	.....	71
見島郡	.....	72
勘左衛門(孝行人)	.....	72
<b>長府藩領</b>		
豊浦郡	.....	72
大庭村惣吉(孝行人)	.....	72
下大田村九郎兵衛(孝行人)	.....	72
栗野村六左衛門(孝行人)	.....	72
角島長吉(孝行人)	.....	73

赤間関村三百目新地ゆう(孝行人)	.....	73
<b>徳山藩領</b>		
都濃郡	.....	73
徳山村万右衛門(孝行人)	.....	73
徳山村難波屋平左衛門(孝行人)	.....	74
徳山村万屋彦市・与右衛門(孝行人)	.....	74
徳山村市兵衛(奇特人)	.....	74
福川村つや(孝行人)	.....	74
富田村きよ(孝行人)	.....	75
富田村善次郎(奇特人)	.....	75
山田村市右衛門(奇特人)	.....	75
阿武郡	.....	75
大井村伊兵衛・つう(孝行人)	.....	75
<b>清末藩領</b>		
豊浦郡	.....	75
小月村五郎右衛門(孝行人)	.....	75
阿内村音右衛門(孝行人)	.....	76

## 解説

平成25～26年度、山口県文書館古文書実践講座1班は、当館蔵「松平義二郎領内周防・長門孝人・奇特人之覚」（県庁伝来旧藩記録736）をテキストとした。全二四六丁のうち平成25年度に一五三丁を、26年度に残り九三丁を解説した。

「松平義二郎領内周防長門孝人・奇特人之覚」は、周防・長門国内の「孝人」（親孝行な人）、「奇特人」（奇特な行いをした人）、計二五〇名について、居住地、その行いの具体的内容、それに対する過去の褒賞歴、現状（死去年）などを書き上げた記録である。表紙にみえる「松平義二郎」は、萩藩九代藩主毛利斉房（なりふさ）のことである。この記録の奥書には次のようにある。

右松平義二郎領内周防・長門、前々々孝行又者奇特成儀有之候而褒美等も仕候者、前書之通御座候、尤末家毛利甲斐守・毛利石見守并甲斐守方内分之末家毛利讃岐守領内迄無残相糺、両国一円本家方御届仕候、以上

萩藩主毛利斉房の領内である長門・周防両国に関し、過去に藩から褒賞を受けた孝行人、奇特人を書き上げたこと、萩本藩領のみならず、支藩である長府藩領、徳山藩領、清末藩領内の分についてもあわせて報告したことが記されている（実際には吉川領分も含む）。文末に「御届仕候」とあり、本記録が萩藩から幕府に提出されたもの（その控本）であることがわかる。

幕府は、全国の善行人（孝行人・忠義者・奇特者・農業出精者な

ど）八六〇〇人を収録した「孝義録」五〇巻を享和元年（一八〇一）に刊行する。これは寛政改革での庶民教化策の一環として行われたものである。幕府はこれに先立つ寛政元年（一七八九）、全国の大名に領内の善行人を報告するよう命じた。幕府はこれをもとに「孝義録」を編集する（吉川弘文館『国史大事典』「孝義録」の項）。このような動きを背景に、萩藩から幕府に提出された報告書が「松平義二郎領内周防長門孝人・奇特人之覚」と考えられる。

「松平義二郎領内周防長門孝人・奇特人之覚」からは、江戸時代、幕府や藩がどのような人、どのような行いを褒賞の対象とし、人々の見本としようとしていたかがよくわかる。それとともに、庶民の暮らしぶりを知る上でも有用である。女性の善行人も数多く取り上げられており、江戸時代の女性の生き様を知る上でも貴重な史料といえる。

なお、本記録の写が毛利家文庫35賞罰30にもある。

### 実践講座受講生

実践講座一班のメンバーは以下のとおり。

〈平成25年度〉石井勇・石田孝・加藤敏郎・中村はるみ・安田和幸・

山田久子・和田稔

〈平成26年度〉上原智明・岡本秀次・賀屋昭夫・槌田久仁・

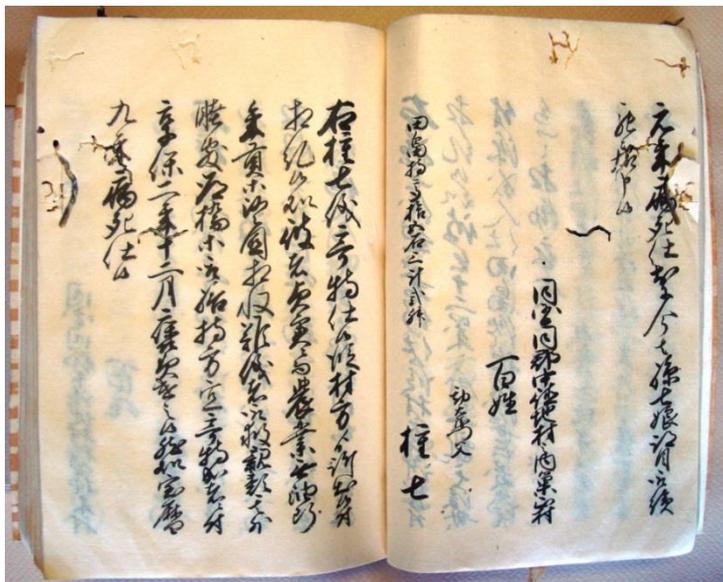
長光未来・溝田秀司・和田稔

〈サポート〉和田秀作・山崎一郎・吉積久年（山口県文書館）

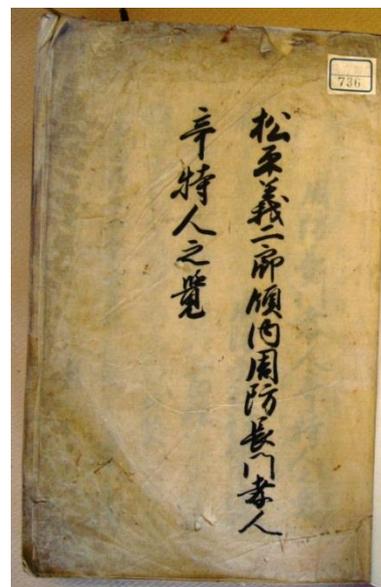


## 凡例

- 一、当史料は、平成25～26年度、山口県文書館古文書実践講座において受講生が解読したものである。
- 一、漢字は、原則として常用漢字を使用した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は、原則として訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、改行や割注は原則として原本のままとしたが、意味をとりやすくするため、改めた場合もある。
- 一、説明として加えた傍注は、( )で示した。
- 一、本文右上に小活字( )書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。



本文の記載状況



当該史料の表紙

松平義二郎領内周防長門孝人・奇特人之覺

(表紙)

(九代秋藩主毛利意胤)  
 松平義二郎領内周防長門孝人  
 奇特人之覺

周防長門孝人奇特人之覺

【孝行人】

玖珂郡宇佐村  
半兵衛吉助

周防国玖珂郡宇佐村

百姓

坂松父

半兵衛

田島持高五石壹斗貳升

同

市太郎父

吉助

田島持高貳石六斗五合

右半兵衛・吉助儀 親江孝行仕候段、村方より

訴出候付相糺候処、彼者共兄弟二而両親江

(七七二)

至而孝行仕候内、父者享保六年病死仕、

半兵衛儀妻相仕候処、母江之心添存様ニ

無之二付離別仕、朝夕之給物等をも自身ニ拵

抽諸人懇ニ致養育候、尤弟吉助儀も

不相替孝行者ニ而、別家より朝夕通ひ

心を添候、母事次第ニ及老極行步等も

不叶候得共、寺参杯望候得者兄弟申談

連参候、且又母事京都本願寺江参詣

仕度由申二付、道中負候而罷登候、兄弟共

殊之外小躬之者候得共、何事ニ而も母

好ニ随ひ心遣、難相成筋を見せ不申、兄弟間

睦敷申談、朝暮尽孝行候付、元文二年

(七七二)

九月褒美遣之候、然処母事同四年病死、

(七七五)

半兵衛儀宝曆六年病死、吉助儀安永

(七七九)

八年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡深川村  
残人

同国同郡深川村

百姓

市助父

残人

島持高二石貳斗五升七合

右残人儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父貧窮者ニ而子共残人・

宮左衛門二人有之、残人儀者相百姓江養子ニ

遣候処、養母者果候而、養父儀病身者ニ而、

③

渡世之稼等一向不相成之処、残人働を以

養父を懇ニ養育仕、朝夕之給物等をも

自身ニ拵、給せ致孝行候、実父母居所江者

道程隔り居候得共、朝暮通ひ候而孝行を尽候、

(七七七)

然処養父儀元文二年病死、実母儀も

同三年病死仕候、其後弟宮左衛門病死

仕候而、老極之実父行步一切不相叶、

農業之営も不相成二付、無是非家元

罷歸実父江懇ニ心を添、尤養父方ニ者家之

弟有之候得共、幼少ニ而農業之稼不相成ニ付、

残人働を以双方共二百姓向門目絶不申様ニ

心遣をも仕、孝心深者ニ付、元文五年十月・

寛保二年九月褒美遣之候、其後実父儀

延享元年病死、残人儀も同四年病死仕候

⑥.....

【孝行人】

玖珂郡山代

本郷村いち

同国同郡山代本郷村

百姓

婦

いち

持高無之

右いち儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、母及老極

手足不具ニ罷居致難儀候処、いち事甚

神妙之者ニ而、十歳計之時分より心を添、

十二三歳之比より者米麦等賃春仕、夜中者

布木綿之賃挽等仕、少々充之賃錢を以

病身之母懇ニ相育、其身者朝夕之食物

其外難儀を極候処、いち十八歳之比母病氣

大切ニ罷成付添居候故、取続弥差間候得共、

心を配尽孝行候付、元文二年十月褒美

遣之候、母事寛保元年病死仕候、其後同

二年九月ニも褒美遣之候、左候而いち事も

安永八年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡山代

本郷村くら

同国同郡同村

百姓

新太郎母

くら

当十八四歳

田島持高八石八斗九升七合

右くら儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父六右衛門儀、家内五人之内

三人者果候而娘くら一人ニ罷成候、六右衛門

及老年腰を痛、一向立居不相成、右之

仕合ニ付病中養生旁田島等能所を者

⑧.....

売払及飢候躰ニ罷成候、其節くら事幼年ニ候得共、

薪抔拾ひ、其外近所之情等を以且々飢ニ

及不申、成人之後者相応之縁付等仕可然段、

六右衛門猶近所之者よりも進候処、縁付候而者

独之親江懇も難成ニ付相断、日雇稼を以

父を養ひ、脇方ニ而宜給物等貰候得者、即時

取帰給せ、六右衛門老極其上不具者ニ付氣短ニ

相成候得共、少も逆ひ不申、朝夕之給物

其外、寝せ起シ等随分勞り懇ニ介抱仕候付、

寛保二年九月褒美遣之候、六右衛門儀

寛延元年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡山代

本郷村いち

同国同郡同村

百姓

甚八妻

いち

持高無之

右いち儀 親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之時、母ニ離レ、父貧者ニ而  
渡世相成苦敷ニ付、いち事下女奉公ニ罷出候処、  
主人より貴候衣類等親ニ遣、いか程風雨をも

不厭、主人ニ暇を乞親江対面ニ罷越、尽

孝行候内、父事寛保二年病死仕候、

其後継母江実母同前ニ孝行仕候付、

延享元年二月褒美遣之候、継母儀者

安永三年病死仕候、いち事寛保三年

甚八妻ニ相成、天明八年病死仕、於尔今者

跡方無御座候

【孝行人】

玖珂郡山代  
本郷村くら

同国同郡同村

百姓  
嬭

くら

畠持高七斗六升九合

右くら儀 親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之時、父ニ離レ、老母育居  
至而孝行仕、渡世貧者ニ付、自分抱之畠  
修補之間相二者日傭ニ出、先方ニ而時々之  
食事等も先ツ母江初穂トシテ取除置、食事  
仕廻候以後、雇主ニ相断、仕事之妨ニ不相成様ニ  
取帰母江給せ、其外常々之心添、寒暑之  
保養共ニ諸人ニ勝レ、其志厚ク、村中之者も  
奇特ニ存、野方之仕事其外用事有之候得者、  
先ツくらを雇候様ニ仕、至極貞実孝行者ニ付、

(二七四七) (一七五七)  
延享四年十月、宝曆七年九月褒美遣之候、  
然処母事延享四年病死、くら事も  
宝曆十三年病死仕候

同国同郡同村枝郷秋懸村

百姓

長右衛門父

伊右衛門

右伊右衛門妻

かん

田畠持高拾九石七斗四升二合

右伊右衛門夫婦、親江孝行仕候段、村方より

訴出候付相糺候処、夫婦共ニ兩親江常々

孝行仕、父事及老極候付、朝夕寝せ起シ

其外念を入、寒中二者寝具を暖メ、暑中二者

随分涼敷様ニ仕候而寝せ、兼々酒を求置

毎夜寝所江持参給せ、其外朝夕之給物等

色々心を尽シ、数年之間一日一夜も怠不申

懇ニ致養育候、伊右衛門儀、女兄弟二人他江

縁付居候付、父事折々参泊候処、寝具等違

無心元存、道程隔居候得共、夫婦之者夜々

通心候而心を添候、夫婦常ニ申候者、いか程之儀

有之候共、父存生之内者夫婦一同ニ泊候様成所江者

参間敷と致治定居候由、内証も及逼迫、

渡世方難儀仕候得共、父江者身柄相応

衣食共ニ念を入、母江も父同様ニ孝行仕候、

扱又伊右衛門畔頭役相勤候処、組内困窮之百姓所務取立六ヶ敷者共江者、色々仕組を付遣シ、年貢皆済等年々脇組より早

(13)

相調候、旁夫婦共二志諸人ニ勝レ候者ニ付、寛保二年九月褒美遣之候、母者同三年病死、父者寛延三年病死、伊右衛門も明和六年病死、かかも宝暦八年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡野谷村  
喜右衛門

田島持高 七十七七升

百姓

喜右衛門

当子六十四歳

同国同郡広瀬郷村之内野谷村

右喜右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付相糺候処、彼者平生持方宜、幼少より父母いか様之儀申懸候而も全心ニ背不申、野方又者他所江出候得者、木実類其外何ニ而も好物取帰、勿論他所ニ而何ぞ貰候得者、自身二者

(14)

給不申取帰、父母江与へ、夏分二者蚊を追ひ、冬者薪を沢山ニ貯置焚火ニ逢せ、妻を娶候者父母之心ニ背候儀も可有之哉と、無妻ニ而孝行仕候付、明和七年十二月、安永二年三月、同四年四月、同八年九月、寛政四年二月褒美遣之候、尤父者安永二年病死、母者天明五年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡瀬越村  
はる

同国同郡三瀬川村之内瀬越村  
百姓  
はる

田島持高 石四斗九升式合

当子二十六歳

右はる儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付相糺候処、彼者至而貞心ニ而、幼少より父母江

(15)

孝行仕候内、父者十ヶ年以前相果、母を相育、常々心ニ背不申、野方稼ニ罷出候而も度々罷帰、湯茶食物等不自由無之様ニ氣を付、至極無抛用事之外者他所江出不申、給物等をも望之品を進メ懇ニ養育仕候、独身之儀ニ候得者、養子仕俱々相稼可然と近所之者其相進メ候得共、母之心ニ背候儀も有之哉と無其儀、昼夜付添孝行仕候付、寛政三年十二月、同四年二月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【奇特人】

玖珂郡瀬越村  
与四郎

田島持高 拾石 石斗八升式合

百姓

与四郎

当子五十一歳

右与四郎儀、奇特仕候段、村方より訴出候付相糺候処、彼者若年より持方宜、所務筋堅固ニ相納、貞心ニ遂百姓、道橋損候所者取繕、往来無煩様心遣仕、村中渡世六ヶ敷及飢候様成者江者毎時助勢を以取救

(16)

猶又纒充之米銀貸候様ニと相頼候者江者、自分方ニ不如意之節者脇筋心遣仕候而も貸遣シ其間を合せ、村中其外

近辺之者迄も悦候様ニ諸人江慈非を加候付、

宝曆十二年四月、安永二年二月、同八年

九月、寛政元年四月、同四年二月褒美遣之候

【孝行人】

玖珂郡錦見村

ゆき

持高無之

同国同郡岩国村之内錦見村

百姓

孀

ゆき

右ゆき儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者年若之時父ニ離レ、老母

数年病身手足も不叶候処、常ニ心添宜

.....

昼夜致看病、惣而身柄之艱難を不厭、

一分之働を以衣食共取調、懇ニ致養育、

或者人ニ雇レ候節者、休之透ニ罷帰母之

安否を問、又者食物之内味ひ能品を者

取帰与へ、殊ニ世間凶作ニ而村方困窮之

折柄ニ候得共、諸事老母之心ニ叶候様、常々以

尽孝心候、家来吉川監物江配地之所ニ付、

享保十八年二月監物より褒美遣之候、

母儀者同二十年病死、ゆき事も延享

二年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡錦見村

かめ

持高無之

同国同郡同村之内同所

百姓

源右衛門娘

.....

かめ

右かめ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、母者頓ニ死去仕、父者数年盲目ニ

相成、渡世之働不得仕候処、年若之中より

女之身柄一分トシテ懇ニ致養育、昼夜凌

艱難、凶作之折柄と而も、食事等不如意

無之様ニ好物之品を調与へ、且四十歳及迄

縁付をも相断、身柄一生之落着を捨而、

一途ニ父江尽孝行候、家来吉川監物江

配地之所ニ付、享保十九年正月監物より褒美

遣之候、然処父者元文五年病死、かめ事も

延享元年病死仕、於尔今者跡方無御座候

.....

同国同郡同村之内門前村

百姓

作兵衛

玖珂郡前村

作兵衛

持高無之

右作兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、母二者頓ニ離レ、父事及極老歩行

不相叶、寔昼夜之無差別、色々好事

難渋をも申候得共、至而乍貧窮、父之詞ニ

不逆、心ニ応シ候様暑寒之防等迄も懇ニ致

養育孝行仕候、家来吉川監物江配地之

(一七六)

所二付、明和三年正月監物より褒美遣之候、然処父事同六年病死、作兵衛事も同九年病死仕、於尔今者跡方無御座候

【孝行人】

同国同郡同村之内青木村

百姓

玖珂郡青木村  
伊右衛門

田島持高四石六斗五升五合

伊右衛門  
当子四十三歳

右伊右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者養子之身柄ニ而候処、素

貞美之生得ニ而、家内睦敷、第一父母江対シ

寒暖衣食等を始、諸事ニ心添宜尽孝行、

諸役目等大切ニ相勤、万事ニ付心得越他候、

家来吉川監物 江配地之所二付、天明八年

正月監物より褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

同国同郡同村之内保津村

百姓

【奇特人】

田島持高四石八斗九升三合

源次郎  
当子三十五歳

玖珂郡保津村  
源次郎

右源次郎儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者貧家多家子相育、兩親も

有之候処、家内別而睦敷相暮シ、質素之

生得ニ而、宮寺参詣等之節も兎角費用

無之様ニ、傍輩中にも申諭仕、万端心得宜

奇特之者ニ候、家来吉川監物 江配地之所二付、

(一七八)  
天明九年正月監物より褒美遣之候

【孝行人】

同国同郡同村之内錦見塩町

町人

玖珂郡岩国町  
和田屋利兵衛

和田屋利兵衛

右利兵衛儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父ニ者幼年之時分離レ、老母

一人相育居、以前者商売向も宜者候処、

到近年貧窮仕候得共、朝暮寒暑之防、

食物等迄懇ニ心を尽シ、孝心深者ニ候、家来

吉川監物 江配地之所二付、元文五年十二月

監物より褒美遣之候、然処母儀宝曆二年

病死、利兵衛事も同十年病死仕候

同国同郡同村之内同所同町

町人

清八祖父

【奇特人】

玖珂郡岩国町  
藏舁屋五兵衛

藏舁屋五兵衛

右五兵衛儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者平日家内親族之交等

睦敷、惣而貧賤之者共江撫育之志有之、

常々家職ニ不怠、諸触諸役目等を大切ニ

相守、万端心得宜奇特之者ニ候、家来

吉川監物 江配地之所二付、宝曆八年四月

監物より褒美遣之候、然処明和六年病死仕候

同国同郡同村之内同所同町

【孝行人】

玖珂郡岩国町  
羽織屋藤右衛門

同国同郡同村之内同所玖珂町

町人

羽織屋藤右衛門  
当子四十歳

右藤右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相札候処、父二者頓ニ離レ、老年之母一人相育居、

常々把針之家職仕候処、至而貞実之

生得故、母江对シ衣食其外心ニ応シ候様懇ニ

致養育、別而孝行仕候、家来吉川監物江

配地之所二付、寛政二年正月監物より褒美

遣之候、今以不相替孝行仕候

【奇特人】

玖珂郡岩国町  
鍛冶権六

同国同郡同村之内同所米屋町

町人

文右衛門伯父  
鍛冶権六

右権六儀、奇特仕候段、町方より訴出候付相札候処

彼者伯父相果、其跡養子ニ罷成、実母を

引受母子渡世仕候中、兄病身相成、家職之

細工も相怠、殊ニ多家子故渡世方難涉仕、

既路頭ニ立候躰ニ相成、難見捨由を以権六儀

一宅ニ相集、三十年来身柄之辛苦を不厭

致艱難、権六一分之稼を以両家之多人數

取続ケ候段奇特之者候、家来吉川監物江

配地之所二付、宝曆十三年正月監物より褒美

遣之候、然処権六儀天明八年病死仕候

【奇特人】

玖珂郡今津町  
塩屋権左衛門

同国同郡同村之内今津町

町人

権左衛門父  
塩屋権左衛門

右権左衛門儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相札候処、彼者以前同町ニ居候塩屋伊左衛門と

申者方手代奉公仕居候処、素貞実之生得ニ而、

年来主人之為を思ひ、万事ニ且リ実儀を専ニ

相勤、身柄之商売向を者次ニシテ、常々伊左衛門方江

罷越商売向致助情、家内者不及申、其余

町中交リ等睦敷相暮、至而心得宜奇特之

者候、家来吉川監物江配地之所二付、安永

五年正月監物より褒美遣之候、然処天明

九年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡関浜村  
伝兵衛

同国同郡関浜村

百姓

孫兵衛父  
伝次郎

右伝次郎儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相札候処、両親共年来致老衰、就中父

步行等も不相叶候付、昼夜心添宜朝夕之

飲食等迄も貧窮之身柄、諸事ニ且リ不自由

無之様孝養仕候、家来吉川監物江配地之

所二付、元文三年正月監物より褒美遣之候

然処父者宝曆二年病死、母者同五年病死、  
伝次郎事も同十年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡由宇村  
善右衛門

同国同郡由宇鄉村

百姓

利右衛門父

田島持高五右衛門八合

善右衛門

右善右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者度々居宅致焼失固屋懸ニ

罷居候処、両親存生之内孝心を尽シ、父者

享保五年相果、老母久々病氣之処、別而

心添宜善右衛門儀一ヶ月十五日之奉公稼仕候得共、

一向暇を取致介抱、素貧窮之者候得共、

服薬給物等取調母を相養ひ、身分之

着服を母江与へ、其身者薄衣ニ而寒氣を凌キ、

色々心を尽シ養育仕候処、母事寛保四年

病死仕、終二者末期を見届、死後二至候而も

孝心不相止、母所持之道具売払、読経等

相頼、孝心厚者二候、家来吉川監物江配地之

所二付、延享元年十二月監物より褒美遣之候、

其後善右衛門儀も宝曆十年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡長谷村  
市兵衛

同国同郡藤谷村之内長谷村

百姓

三郎父

田島持高五右衛門

市兵衛

右市兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、幼稚之中父事妻を離縁仕候付、

実母之家元江連帰取生立候中、母及

末期父之方江致出入候様遺言二付、夫以来

父并継母江対シ心添宜、父難病ニ而延享

四年相果、其後別腹之妹と申合せ継母江対シ

尽孝行候、市兵衛事一日之養育ニも預リ

不申、且一切譲をも不請候得者、継母共

難申程之儀ニ候処、無他事孝行仕候、家来

吉川監物江配地之所二付、宝曆八年正月

監物より褒美遣之候、然処継母儀明和二年

病死、市兵衛事も天明六年病死仕候

【孝行人】

玖珂郡日宛村  
ひさ

同国同郡同村之内日宛村

百姓

仁三郎母

田島持高五升式合

ひさ

右ひさ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者頓ニ相果、老母儀手足

不叶ニ而歩行も不相成候を養育仕、別而

貧窮者誠日稼ニ而渡世仕候得共、懇ニ保養仕

食物等をも不自由無之様心を尽シ、昼夜

諸用之隙二者寔無他事致心添孝行

仕候、家来吉川監物江配地之所二付、宝曆

十一年正月監物より褒美遣之候、然処母儀

同十二年病死、ひさ事も天明六年病死仕候(二七八六)

【孝行人】

玖珂郡小畑村  
みや

同国同郡楳杜村之内小畑村

百姓

田島持高五升五合

喜三郎妹  
みや

(31)

当子五十九歳

右みや儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者延享三年病死仕、母(二七四六)

数年盲目二而渡世之手業不相成候処

貧窮之中、衣類食物等二心を尽シ致養育

且徒然之節者種々物語等仕慰メ、何事も

盲人之氣二不逆、身柄之落着も心二不懸

嬪二而昼夜無他念孝行仕候、家来吉川(二七五九)

監物江配地之所二付、宝曆九年四月監物より

褒美遣之候、然処母事同十二年病死仕候

同国同郡河内村之内天尾村吉谷

百姓

田島持高七斗二升四合

龜松

【孝行人】

玖珂郡天尾村  
龜松

右龜松儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、生得貞実者二而万端心得宜、且又

父者安永元年相果、母者存命二候得共、至而(二七七七)

致老衰働等も不得仕、殊二兄弟数々二而多家子

相育困窮者二付、諸所奉公稼等致候中より

右母江孝心之志厚ク、食物等懇二心を付、猶又

相育困窮者二付、諸所奉公稼等致候中より

一統年並不宜、別而渡世方難決之時節と而も

他之厄害二も不相成候様養育仕、惣而心得

越他孝心深者候、家来吉川監物江配地之

所二付、天明九年正月監物より褒美遣之候(二七八九)

今以不相替孝行仕候

【孝行人】

玖珂郡柳井村  
次郎左衛門

同国同郡楊井庄村之内白濁

百姓

田島持高拾式石卷斗四升七合

次郎左衛門

当子四十二歳

右次郎左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者頓二相果、老母一人相育居

別而貞実之生得二而、常々母之望を不背

食事等を始心を尽シ養育仕、昼夜夫而已

心懸無他事孝心深者候、家来吉川監物江

配地之所二付、寛政元年十二月監物より褒美

遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行人】

玖珂郡玖珂本  
郷村竹原屋与  
兵衛

同国同郡玖珂本郷村

町人

竹原屋与兵衛

(34)

当子四十五歳

右与兵衛儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者常々父母江懇二致養育候中、

父者天明三年病死仕、老母一人相育、弥(二七八三)

心添宜衣食等迄心を尽シ氣を付、且又

至而貞美之持方ニ而家内睦敷相暮 掟筋  
大切ニ相守、商売向等ニ至迄万端ニ且リ貞美之  
者ニ候、家来吉川監物江配地之所ニ付、寛政  
(二七九〇)  
二年正月監物より褒美遣之候、今以不相替  
孝行仕候

【孝行人】

玖珂郡玖珂本  
郷村柳井田仁  
左衛門

田島持高二拾六石六斗

百姓

仁左衛門

(36)

当子四十八歳

右仁左衛門儀 親江孝行仕候段村方より訴出候付

相糺候処、彼者至而篤実之生得ニ而兄弟中

睦敷相暮、第一両親江心添宜昼夜無

他念色々心を尽シ、惣而父母之心ニ不逆

申付之筋無違背相守、身柄之艱難を者

少も不厭一途ニ養育仕、猶又農業方別而

相励稀成者候、家来吉川監物江配地之

所ニ付、寛政二年正月監物より褒美遣之候、

今以不相替孝行仕候

【奇特人】

玖珂郡尾瀬村  
あき

田島持高七石二斗式合

百姓

四郎兵衛母

(36)

あき

当子六十二歳

右あき儀 奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父・夫二者頓ニ離レ、老母・子共等

相育居、且古キ家筋之者ニ而以前六軒ニ分レ候処、

外五軒之者共者追々絶果候得共、此者家筋計

相残居、一統年並悪敷難洪之砌も古キ家筋

大切ニ相心得、女之身柄農業ニ精を出シ年貢方

速ニ相調、惣而村方厄害ニも不相成、老母江

心添等も宜、子共取生立等ニ至迄越他

奇特之者候、家来吉川監物江配地之

所ニ付、天明八年正月監物より褒美遣之候

【奇特人】

玖珂郡連津村  
与作

田島持高式石七斗八合

百姓

与作

(36)

当子四十六歳

右与作儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者浦辺ニ罷居、第一心得宜

農業相励、家内睦敷継母江孝養厚ク、

且浦中之者渡世方難洪仕候者江者

相心扶助仕、兎角者村方之厄害ニ不

相成候様万事ニ心遣仕、惣而浦中重玉ニ相成

奇特之者候、家来吉川監物江配地之

所ニ付、天明八年正月監物より褒美遣之候

【奇特人】

玖珂郡関戸村  
ふみ

田島持高七斗

百姓

茂兵衛娘

(36)

ふみ

当子三十一歳

右ふみ儀、奇特仕候段、村方より訴出候付相糺候処、

彼者幼少之時分母相果、兄弟数々有之

多家子故渡世方等難渋二至候得共、

幼年之兄弟共を能取育、村方より縁組等之

進メ有之候而も相断、惣而女之手業

脇並ニ勝レ相稼、常々父江心添も宜、家内

睦敷取扱心得宜奇特之者候、家来吉川

監物江配地之所二付、天明九年正月監物より

褒美遣之候

同国大島郡安下庄村

【孝行人】

大島郡安下庄  
村長尾鞠負

社人

出雲父

田島持高四石式斗五合

長尾鞠負

右鞠負儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父母老極病身ニ候故、昼夜

付居養育仕、寝せ起シ心添無懈怠、惣而

不依何事、父母之申分ニ応シ、氣ニ背候儀

終ニ無之、抽而尽孝行候付、寛保二年

十一月、延享四年三月、宝曆四年閏二月

褒美遣之候、然処父事者同七年病死、

母事者同十一年病死、鞠負儀も明和四年

病死仕候

同国同郡同村

【奇特人】

大島郡安下庄  
村清兵衛

百姓

清兵衛

当子五十三歳

右清兵衛儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者小商を以渡世仕候処、地下

難儀之者共、纔之穀物買得ニ罷越候得者不及代錢

先方家内人数を考、米穀其外取合せ、

一度給候程充遣シ、折節者小家を見廻り、

至而難儀者江者自身給前之食物を

分ケ持廻リ給せ、寒夜之節、焚火等不如意成

者江者薪を遣シ、於于時者自身着用之

古着等遣シ候、自道非人物貫等罷越候得者

用事を欠、手之内其外給物等をも遣シ候、

且又商物代錢不埒有之候而も強而

不及催促、取引算用有之節も差引ニ

不仕、自分調辻を者不残相渡、其後及

催促候而も、不相調時者再催促不仕、或者

頼母子杯取候而も弘方仕者

有之候而も、難儀者江者返弁辻之内少々者

捨遣シ貧者相勞リ候、右之志故、近年

内証逼迫、其上火難ニ逢候得共、今以

其志を不捨、其外心得悪敷者江者異見を加

善事を進メ、近辺之者も隨身仕候趣二付、

天明五年七月、寛政元年四月、同二年

天明五年七月、寛政元年四月、同二年

三月、同四年二月褒美遣之候

【孝行人】

大島郡農村  
喜兵衛

(12)

同国同郡屋代庄村  
百姓

儀助父

喜兵衛

田島持高六石四升八合

右喜兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之時分より父病身二而、

農業も不相成難儀仕候処、喜兵衛儀

寒暑風雨をも不厭、日々野方其外罷出

相働、一人之心遣二而家内相育、病身之父江

昼夜心を添、懇ニ致看病、惣而父母之申分

終ニ不相背、抽而孝行仕候、寛保二年二月、

同三年十一月、延享四年三月、宝曆四年

閏二月、同十二年四月、同十三年四月、明和

五年四月、安永三年二月褒美遣之候、然処

父事者宝曆十年病死、母事者安永

五年病死、喜兵衛儀も天明五年病死仕候

.....

【奇特人】

大島郡大島村  
山田屋龜松

同国同郡大島村  
町人

山田屋龜松

当子五十八歳

右龜松儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者浦辺ニ罷居、心得宜、時々

触方之諸役目等を始、申付之筋大切ニ相守、

養子之身柄候処、家内睦敷、家職無怠

致出精、万事抽脇並奇特之者候、家来

吉川監物江配地之所ニ付、寛政二年正月

監物より褒美遣之候

【奇特人】

大島郡遠崎村  
次郎兵衛

(14)

同国同郡同村之内遠崎  
百姓

次郎兵衛祖父

田島持高三拾石五斗八升二合

次郎兵衛

右次郎兵衛儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者常々貞美ニ而、諸人愛敬多、

地下向内証差詰候者共江、利安之米銀貸渡

及飢候者江者、每春雜穀配遣段々取救、

抽諸人奇特者ニ付、寛保三年十一月、宝曆

四年七月褒美申候、其後同九年病死仕候

【奇特人】

大島郡久賀村  
新九郎

同国同郡久賀村  
百姓

桂蔵祖父

田島持高百石式斗五升

新九郎

右新九郎儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者久賀村浦方ニ罷居、前方

庄屋をも相勤、常々小躬貧窮之者を恵

浦方之儀者漁業を以渡世任、年中他国

出漁ニ付、不漁穀類高直等之節者別而

留守妻子及難儀候処、毎々雜穀配遣シ、

或者粥等煮給せ取続ク、又者利安之米銀貸渡、手強催促ニも不及、至而差詰候者江者捨遣シ、火難其外非常之節者、居村者

勿論脇村迄も米穀配遣シ、惣而諸人ニ勝レ志宜奇特者ニ付、享保五年四月、同七年

十一月、同十四年九月、同十五年十二月褒美遣之、寛保三年十一月、宝曆四年七月、同

六年十一月褒置申候、其後同七年病死仕候

【孝行人】

熊毛郡光井村 半兵衛

島持高 二斗八升七合

同国熊毛郡光井村 百姓

半兵衛 当子四十二歳

右半兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者貧窮至極ニ而、日々之渡世も

六ヶ敷、方々日傭稼を以父母を養育仕、

他村江稼ニ罷越終日相働、於先方種々之給物等

買求候而取帰、而親江進メ、不依何事其身之

辛勞を不厭、孝心深者ニ付、寛政二年

三月、同四年二月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行人】

熊毛郡室積村 幸右衛門

同国同郡室積村 百姓

島持高 五升五合

幸右衛門 当子五十歳

右幸右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者六十歳余ニ相成候養母有之、常々病身、其上十五六ヶ年以前より盲目ニ

相成居候、至而小躬之者ニ候得共、懇ニ介抱仕、孝心深者ニ付、寛政二年三月、同四年二月褒美遣之候、

今以不相替孝行仕候

【孝行人】

熊毛郡室積村 茂左衛門

島持高 老斗五升貳合

同国同郡同村 百姓

茂左衛門 当子四十五歳

右茂左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之時父ニ離レ、七十歳余ニ

相成候老母有之、十二ヶ年以前より病身ニ相成候

茂左衛門儀、前々より他所稼ニ而渡世仕候処、

老母為養育遠方不罷出、懇ニ介抱仕候、

至而小躬之者ニ候得共、常々孝心深者ニ付、

寛政二年三月、同四年二月褒美遣之候、今以不相替

孝行仕候

【孝行人】

熊毛郡室積村 やま

島持高 式升八合

同国同郡同村 百姓

やま 当子三十三歳

右やま儀、親江孝行仕候段村方より訴出候付、相糺候処、彼者夫者四ヶ

年以前病死仕、老極之舅并幼少之子共二人

相育居候処、元来貧窮者、朝夕之食物等も甚不如意ニ而難儀

【孝行人】

熊毛郡審料  
つね

同国同郡束荷村

百姓

田島持高式石式升九合

長十郎姉

つね

当子二十四歳

仕候得共、昼夜を不限相働、舅を大切ニ相勞り候付、近辺之者も  
氣を付、折々取救仕候処、其品を者舅養育ニ引除置、  
三人之子共者貴喰等ニ而且々飢を凌せ申候、於舅も常々  
やま養育之不束共者無之哉と他人ニ被思候而者、兼而預孝行候所  
無益可相成と存、舅事他家ニ而一向湯茶をも給不申程之儀ニ而、やま  
至而孝心之趣ニ付、寛政四年二月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候  
(七九)

右つね儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付、  
相糺候処、彼者幼少ニ而父ニ離レ、母之養育ニ而  
.....

成長仕候処、生質官者ニ付、諸所より娠ニ貰候得共、  
老母并幼少之弟を殘置候様ニ不相成と申、縁付  
不仕、平日懇ニ致養育候、弟成長之後も病身ニ而  
働等不得仕、田島纔所持仕候分者預置、  
つね事織機等仕、或者摘菜其外之稼を以、  
老母江相応之食物を調、暑寒之起臥等  
心を付尽孝行、病身之弟をも勞り候付、寛政  
(七九〇)  
二年二月、同四年二月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【奇特人】

熊毛郡麻郷村  
地下医志熊玄  
仙

同国同郡麻合庄村

地下医者

宗哲祖父

田島持高拾五石六斗八升式合

志熊玄仙

右玄仙儀、奇特仕候段、村方より訴出候付  
.....

相糺候処、彼者正直ニ而慈非深、医業ニ  
(81)

付候而者、風雨暑寒を不厭、夜白共ニ驅廻リ、  
小躬之者程別而精を入療治仕、諸人  
相救、常々悪心之者江者異見を加、貧窮之  
者を者身ニ引懸、種々方便を以、内証取続候様  
致心遣、凶年作方不熟之節者難儀之  
者江自身之食物を分候而取救、甚以  
(七四)

地下重宝ニ相成、奇特之者ニ付、寛保二年  
(七五四)  
十一月、宝曆四年七月、同六年十月褒置、  
同十三年四月褒美遣之候、其後明和  
(七七二)  
八年病死仕候

【孝行人】

都濃郡須々方  
村市左衛門

同国都濃郡須々方村

百姓

松之助祖父

島持高二斗五升

市左衛門

右市左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少ニ而父ニ離レ、十一歳之比より  
近所ニ草刈奉公仕候処、若年より孝行之志深く、  
母之氣ニ背候儀終ニ無御座、常々実貞成者ニ而、  
一在所之者も不便を加申候、母事数年  
中症相煩、行歩不得仕候処、寝せ起シ其外  
人手ニ懸不申、懇ニ取扱、貧者候得共給物等も  
朝夕心遣仕給せ、山野之働ニ罷出候而も間を

見合、節々母二心を付介抱仕、抽諸人孝行者二付、  
(二七一五)  
正徳五年十一月褒美遣之候、然処母事  
(二七一九)  
享保四年病死、市左衛門も寛保三年  
病死仕候

【孝行人】

都濃郡中須村  
伊兵衛

同国同郡中須村

百姓

田島持高 三石八斗七升六合

伊兵衛  
当子二十九歳

右伊兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之時父二離レ、其後

十三歳之比、母乱心之躰二相煩候付、昼夜共二

隣家江も不罷出介抱仕候、無程得

快気候、夫より成長ニ随ひ、孝心日々ニ相増

朝夕給物等念を入進メ、野方又者市町

其外孰江罷出候而も、相応之土産好物

之類取帰母ニ与へ、寒氣之節者着物厚

着せ、夏分者蚤蚊之障リ無之様二氣を付

無抛用事二付、近所ニ而も罷出候得者、時々

母ニ伺少も心ニ不背様孝行仕候付、天明

七年十二月、寛政元年四月、同四年二月褒美遣之候

今以不相替孝行仕候

【孝行人】

都濃郡中須村  
惣右衛門

同国同郡同村

百姓

田島持高 五斗壹升三合

惣右衛門

当子四十七歳

右惣右衛門儀、親江孝行候段、村方より訴

出候付相糺候処、彼者父者前方病死、

老母相育居貧究者ニ候得共、食物等

念を入、自身ニ者餽食仕相働候、為

稼方外出仕候、留守之儀者雇人仕

付置候而、懇ニ養育尽孝行候付、

(二七九一)

寛政三年十一月、同四年二月褒美

遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行人】

佐波郡三田尻  
村くめ

同国佐波郡三田尻村

百姓

島持高 壹斗五升

藤左衛門祖母  
くめ

右くめ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者継父困助儀、久敷眼病

相煩、盲目ニ相成居、実母儀も病身ニ而

十ヶ年程行歩不相叶、素より貧窮者、至而

難洪之儀ニ候得共、懇ニ介抱仕孝行成者二付、

享保十九年三月、寛保二年四月、延享

(二七四六)

三年二月、宝曆三年二月褒美遣之候

継父儀享保十年病死、実母儀者宝曆

四年病死、くめ儀も同九年病死仕候

【孝行人】

佐波郡三田尻  
村七兵衛

同国同郡同村

百姓

七兵衛

持高無之

右七兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、老母を

養育仕候処、諸人ニ勝レ孝心之者ニ而母之

申方を不相背、貧窮至極候得共、万事

簞採無之様取計、無他事孝行仕候付、

寛保二年六月褒美遣之候、然処母事者

延享二年病死、七兵衛儀も寛延元年

病死仕、子孫等無御座候

【孝行人】

佐波郡三田尻  
村とな

同国同郡同村

町人

嬭

とな

右とな儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父孫左衛門ニ離レ、母を養育仕、

元来貧者ニ而、女之稼を以日之内を立候得共、

老母江懇を尽シ、病氣之節者医師申請

腹薬等仕せ、介抱旁無他事孝養仕候付、

宝曆九年四月、同年六月褒美遣之候、

然処母事同十年病死、とな事も明和

二年病死仕候、子孫等無御座候

⑧

同国同郡同村

百姓

持高無之

三右衛門娘

れん

当子四十一歳

【奇特人】

佐波郡三田尻  
村中島屋新右  
衛門

同国同郡同村

町人

治右衛門父

中島屋新右衛門

右新右衛門儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者慈悲心之者ニ而、常々三田尻

市中難儀之者江者米并麦等少々充配遣シ、

凶年田作不熟之節者、猶以米麦共余分

差出取救、或者在々より難儀者非人同前之

躰ニ而三田尻町江罷出候節者、粥杯数日

施行仕奇特之者ニ付、享保七年十月、

⑨

同十八年十二月褒置申候、然処宝曆四年

病死仕候

【孝行人】

同国同郡牟礼村  
百姓

佐波郡牟礼村  
平之允・八郎  
右衛門

田島持高六石六斗九升  
八十郎父  
平之允

田島持高七石壹斗四升

兵左衛門父  
八郎右衛門

右平之允・八郎右衛門儀、親江孝行仕候段、

村方より訴出候付相糺候処、彼者共兄弟二而、

母者前方病死仕、父事常々酒を好候故、

小躬之者候得共日々致買得給せ、其外

好候品有之候得者方々心遣仕、或者珍物等

探索をも仕相進メ孝行之志厚ク、兄

平之允者別家ニ罷居候得共、同様尽孝行候付、

寛延二年三月、同三年十月、宝曆二年

二月、同四年閏二月、同十三年四月、安永

二年五月褒美遣之候、尤父事者宝曆

三年病死、平之允儀者安永四年病死、

八郎右衛門儀も天明七年病死仕候

同国同郡佐波令村  
百姓

【孝行人】  
佐波郡佐波令  
村せん

持高無之

せん  
当子五十一歳

右せん儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死仕、老極之母

病身ニ而行步難相叶ニ付、せん儀、他江

嫁候而者養育不任心と申、独身ニ而罷居

女身一人之働を以老母を懇ニ介抱仕、尽

孝行候付、安永八年八月、天明二年十月、

同五年十一月、寛政元年四月、同二年三月、同年

九月、同四年二月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行人】

同国同郡同村  
百姓

佐波郡佐波令  
村源左衛門  
きの

田島持高八石六斗

源左衛門

当子六十五歳

右源左衛門妻

右源左衛門夫婦、親江孝行仕候段、村方より  
訴出候付相糺候処、彼者共母者前方病死仕、  
老極之父を致養育、夫婦申合せ懇ニ介抱仕、  
尽孝行候付、安永八年八月、天明二年

当子五十五歳

十月、同五年十一月、寛政元年四月、同二年

三月、同年九月褒美遣之候、今以不相替

孝行仕候

同国同郡同村  
百姓

佐波郡佐波令  
村たか

持高無之

たか  
当子四十六歳

同国同郡同村  
百姓

婦

たか

当子四十六歳

右たか儀 親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之時母ニ離レ、貧窮  
至極之者ニ而女身別而渡世難渋ニ候処、父  
及老極候迄行届尽孝行候付、天明五年  
十二月、同六年二月褒美遣之候、然処父事  
同七年病死仕候

【奇特人】

佐波郡上徳  
地村善七

同国同郡上徳地村

百姓

善七父

田島持高四石壹斗四升五合

善七

右善七儀 奇特仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者実儀貞心ニ而祖母を懇ニ  
養育仕、農業田島修補等精を出シ、其外

百姓之勤方宜、喧嘩口論出入等之儀も

取治、持方宜奇特者ニ付、宝曆八年

十月褒美遣之候、然処安永七年病死仕候

.....

同国同郡同村之内米光村

百姓

田島持高五石六斗九升四合

孫七

佐波郡米光村  
孫七

右孫七儀 親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者十二歳之時父ニ離レ、其後母ニ  
付添成人仕、田島纒抱居渡世六ヶ敷候得共  
色々相働、衣食共不自由無之様ニ心を尽シ

養育仕、四十歳計ニ相成候迄独身ニ而、貞実

孝行候付、寛保二年九月褒美遣之候

母事者延享元年病死、孫七儀も宝曆

元年病死仕、於于今者孫七娘跡目取続

罷居申候

【奇特人】

佐波郡巢山村  
權七

同国同郡中徳地村之内巢山村

百姓

勘右衛門父

田島持高拾五石二斗貳升

權七

右權七儀 奇特仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者貞実ニ而農業無油断

年貢等堅固相収、難儀者取救、親類其外

睦敷、道橋等取繕、持方宜奇特成者ニ付、

享保二年十二月褒美遣之候、然処宝曆

九年病死仕候

【奇特人】

佐波郡柚木村  
權右衛門

同国同郡下徳地村枝郷柚木村

百姓

田島持高二拾五石九斗貳升四合

權右衛門

右權右衛門儀 奇特仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者農業精を出シ年貢一番ニ  
相収、其外百姓之勤方宜、地下難儀之者  
取救、病人有之節者親類同前ニ心遣仕、

仏神を敬ひ、幼少より親之申分を不背  
奇特之者二付、寛延三年四月褒美遣之候、  
其後天明五年病死仕候

【孝行人】

吉敷郡山口町  
正右衛門

同国吉敷郡宇野令村枝郷山口村

町人

正右衛門

⑧

右正右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者小商等仕貧者二御座候処、  
父者前方相果、母事及老年病身二罷成  
食事も進ミ兼候付、色々好物を求メ氣二  
応候様ニ相調給せ、折々寺参又者親類間江  
参度と申候節者自分負候而罷越、其外  
何事も氣二背不申、正直貞心之者ニ而尽  
孝行仕候付、元文五年九月、延享元年三月  
褒美遣之候、其後母子共ニ病死仕、於于今者  
跡方無御座、母子病死之時節等相知不申候

【孝行人】

吉敷郡山口町  
難波左吉

同国同郡同村枝郷同所

町人

難波左吉

⑨

右左吉儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者独身ニ而兄江懸リ居、諸人ニ勝レ  
常々父母江之孝心深ク、父母共ニ病身ニ相成候而者

三ヶ年程も他出不仕、懇ニ孝養仕候付、延享  
四年九月、宝曆四年三月褒美遣之候、然処  
父母共ニ同年病死、左吉事も明和九年  
病死仕、於于今者跡方無御座候

【孝行人】

吉敷郡山口町  
助右衛門

同国同郡同村枝郷同所

町人

助太郎祖父  
助右衛門

右助右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者父者前方病死、母老極仕  
行歩等も不相叶候処、小躬之者ニ候得共、食物其外

⑩

寝せ起シ等諸事懇ニ介抱仕、近在不通者方江  
参度と申候得者、雪中をも不厭負候而罷越  
其外任望取計孝行仕候付、延享四年九月、  
宝曆四年三月褒美遣之候、然処母者同年  
病死、助右衛門儀も明和四年病死仕候

【孝行人】

吉敷郡山口町  
平六

同国同郡同村枝郷同所

町人

平六

右平六儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者父者前方相果、老母行歩等も  
不相叶、小躬之者ニ候得共、朝夕食物等好之  
品を求給せ、寒中杯者別而相勞リ致介抱  
懇ニ孝行仕候付、寛延四年四月、宝曆

⑦  
四年八月褒美遣之候、然処母者同五年  
(一七五四)  
病死、平六儀も安永五年病死仕、於于今者  
(一七七六)  
跡方無御座候

同国同郡同村枝郷同所

町人

【孝行人】  
吉敷郡山口町  
安永藤七

安永藤七  
当五十四歳

右藤七儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者父母共二久々病氣ニ罷居小躬之  
者ニ候得共、色々吟味を以独身ニ而懇ニ養育仕  
尽孝行仕候付、安永九年五月、寛政元年  
(一七八〇) (一七八九)  
四月褒美遣之候、尤父者明和元年病死、  
(一七八四)  
母者寛政二年病死仕候

同国同郡同村枝郷同所

町人

【奇特人】  
吉敷郡山口町  
安部平右衛門  
河村伝右衛門

平右衛門祖父  
安部平右衛門  
同  
伝右衛門祖父  
河村伝右衛門

右平右衛門・伝右衛門儀、奇特仕候段、町方より  
訴出候付相糺候処、彼者共慈悲心有之、常々  
市中難儀者を相恵、就中凶年ニ而諸人  
難儀仕候節者色々心遣を以方々より穀物  
買求、下直ニシテ売払、或者近辺難儀者江者  
米并麦等取合銘々江為持遣シ、猶石之

切間々々を相考追々取救、其外至而志

⑧

(一七三三) (一七四五)  
宜者二付、享保十八年六月、延享二年三月  
(一七五三)  
褒美遣之候、然処平右衛門儀宝曆二年  
病死、伝右衛門儀延享五年病死仕候

同国同郡同村枝郷同所

町人

【奇特人】  
吉敷郡山口町  
岡源左衛門  
宗藤左衛門

源左衛門祖父  
岡源左衛門

同  
平八父  
宗藤左衛門

右源左衛門・藤左衛門儀、奇特仕候段、町方より  
訴出候付相糺候処、彼者共志宜常々地下  
困窮者取救、凶年之度々穀物不如意ニ而

⑨

端々難儀者有之節者猶以取救、或者色々  
心遣を以米を買求、小躬之者江下直ニシテ  
売払、慈悲心深者二付、享保十八年六月、  
(一七三三) (一七四五)  
延享二年三月褒美遣之候、然処源左衛門儀  
(一七六〇) (一七五〇)  
宝曆十年病死、藤左衛門儀も寛延三年  
病死仕候

同国同郡同村枝郷同所

町人

【奇特人】  
吉敷郡山口町  
以後榮右衛門  
宮田半兵衛

同  
丹後屋久右衛門  
宮田半兵衛

右久右衛門・半兵衛儀、奇特仕候段、町方より  
訴出候付相糺候処、彼者共志宜常々

困窮者取救、凶年地下穀物不如意ニ而  
端々難儀者有之節者抽而取救、

又者米買置地下小躬之者江下直ニシテ  
売払仕奇特之者ニ付、享保十八年

六月、延享二年三月褒美遣之候、然処

半兵衛儀寛延二年病死、久右衛門儀も

宝曆九年病死仕、兩人共ニ於于今者跡方

無御座候

【孝行人】

吉敷郡小郡村  
りよ

同国同郡小郡村

百姓

孀

島持高三斗七升九合

りよ

右りよ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之時、母ニ離レ貧窮者候処、

りよ事、山江行、薪を拾ひ売払、又者縫物

洗濯等仕、纒充之価を以、父庄次郎を養、難儀

不仕様致辛勞、寺杯江参候節者負候而

罷越、縁ニも付不申、孝行仕候付、延享

四年三月褒美遣之候、父者寛延二年

病死、りよも安永六年病死仕候

【孝行人】

吉敷郡小郡村  
かね

同国同郡同村

百姓

孀

島持高老石六斗六升

かね  
当子五十歳

右かね儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者夫至而貧窮病身ニ而、若年上之

子共兩人相添、猶病身之小姑床付申をも

育居候処、小姑者天明元年病死仕候、

かね事近辺を相頼日傭仕、他人ニ抽而

相稼、其価を以、姑并夫を致養育、至而

艱難仕候内ニも、姑江者寒暑之憂無之様ニ

仕成、不依何事心ニ不背様ニ取計候処、

夫者天明七年病死仕候、夫死後者姑も

別而致老衰、一入念を入孝養仕候付、

天明四年十一月、同七年四月、寛政元年

三月、同二年二月褒美遣之候、然処姑事

同年病死仕候

【奇特人】

吉敷郡保庄村  
新右衛門

同国同郡仁保庄村

百姓

忠右衛門父

田島持高百六拾石七斗九升二合

新右衛門

右新右衛門儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者若年より志宜、尤酒造仕、

勝手向も少々宜方ニ而、常々貧窮之

者を恵、就中田作虫枯風損等之度々、地下  
及難儀候者共段々取救、又者米銀等利安ニシテ  
貸渡、或者草下木之類直段宜買得仕、  
地下重玉ニ相成者ニ付、享保十八年六月、  
延享二年三月褒美遣之、猶享保二十年  
十月、元文三年十二月、宝曆六年十月  
褒置申候、然処同十年病死仕候

(79)

同国同郡同村

百姓

金十郎

田島持高式拾四五斗八升四合

当子五十一歳

右金十郎儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者慈悲心有之、追々難儀者

取救、就中田作不熟ニ而、飢人等有之節者、

貯米差出取救、或者地下小躬之者及貧窮

仕組等仕候節、者抽而世話仕、其外常々

耕作等出精仕、持方宜、奇特之者ニ付、

寛政二年九月、同四年二月褒美遣之候

同国同郡同村之内深野村  
百姓

(80)

田島持高 石壹合

右右衛門

当子四十一歳

右弥右衛門妻

はつ

当子三十三歳

右弥右衛門夫婦、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、弥右衛門父者前方病死仕、老母相育居、常々  
耕作日傭稼等ニ而渡世仕、夫婦共孝心之者ニ而、  
母事七八ヶ年以前より盲人ニ相成、不自由難儀  
仕候得共、別而念を入介抱仕、母事も夫婦  
之者を相憐、親子間至而睦敷、寺参拝道  
程隔り候所江はつ事脊負候而連參、其外夫婦  
申合、諸事懇ニ孝行仕候付、寛政四年二月  
褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

(81)

同国同郡恒富村

百姓

作左衛門

作左衛門父

田島持高百拾六石八斗壹合

右作左衛門儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之時分より志宜、

常々貧窮之者江者米麦其外ニ而も

自分之馬ニ負せ差越、貸候唱ニ而不絶

相救、貸米等も脇並より利安ニ仕、内証

差詰、田島亮候者有之時者、差而入用

無之候、而も直段宜買得仕、其外道橋之

取繕等も自力ニ相調、惣而諸人之為ニ相成者ニ付、

延享二年三月、同年閏十二月褒美遣之候、

然処宝曆九年病死仕候

(82)

長門国阿武郡萩油屋町

町人

籠屋次郎右衛門

当子五十六歳

【奇行人】  
吉敷郡恒富村  
作左衛門

【孝行人】  
吉敷郡深野村  
弥右衛門  
はつ

【孝行人】  
萩油屋町籠屋  
次郎右衛門

右次郎右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者衣類仕立を産業二仕、父事数年

眼病相煩、渡世別而致難儀、其比次郎右衛門  
いまた幼少候得共、給物等相調、起臥

行步等之節も別而心を添、昼夜懇二

両親江孝行仕候付、宝曆四年六月褒美

遣之候、然処父事同六年病死、母事も

安永十年病死仕候

【孝行人】

萩油屋町村上  
助左衛門

同国同郡同所同町

町人

村上助左衛門

右助左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少二而父二離レ、老母を

手添罷居候処、数年足痛相煩、小躬之

者二而日之内稼をも不得仕躰二候得共、懇二

孝行仕候付、宝曆四年六月褒美遣之候、

然処跡方無御座、母子病死之時節等相知

不申候

【孝行人】

萩古魚店町谷  
村新右衛門

同国同郡同所古魚店町

町人

谷村新右衛門

右新右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者日傭稼二而渡世仕貧者候処、

母者前方病死、父事平生病身二而

難儀仕候故、寝せ起シ食事等、昼夜共二而

念を入稼二出候、留守中之儀者妻を付置

心添仕せ、物每父之心二不相背様二取計、

尽孝行候付、延享三年三月褒美

遣之候、然処於于今者跡方無御座、父子

病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩古魚店町山  
岡作右衛門

同国同郡同所同町

町人

山岡作右衛門

右作右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死、母事老極仕、

其上久々病氣二而、内輪行步等も不得仕、

難儀之躰二罷居候処、作右衛門儀、纒之野菜物を

商ひ、日々売廻リ渡世仕、宿二居候時者

夫婦側二付添、母之氣二忒候様成咄抔仕、

纒之給物等二至迄試候而母江給せ、寒中二者

夫婦共着物单二而罷居、母江者夫婦之

着物を着せ候而寒氣を凌せ、其外心を配、

孝行仕候付、享保十年三月、寛保二年

十月、延享三年五月褒美遣之候、然処

於于今者跡方無御座、母子病死之時節等

相知不申候

〔孝行人〕

萩古魚店町栗  
田次右衛門

同国同郡同所同町  
町人

栗田次右衛門

右次右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者父者前方病死、老母久々

眼病相煩行歩不相叶、夫婦共相歎、色々

致保養候得共、終二盲人二相成候付、此上者

母之氣二忝候様二と之志二而夫婦側二付添

食物其外母之用事無滞相調候様取計

尽孝行候付、延享二年二月褒美遣之候、

然処母事同年病死仕候、依之纒之

小道具等売払、追善等念を入相當、孝心

深く貞美之者二付、同年五月、猶又褒美

遣之候、然処於于今跡者方無御座、次右衛門

病死之時節等相知不申候

.....

〔孝行人〕

萩北片河町鈴  
川金右衛門

同国同郡同所北片河町

町人

鈴川金右衛門

右金右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者纒之檜物細工仕、少躬之

者候得共、両親江別而孝行仕、其上両親共二

久々之病氣候処、昼夜付添寝せ起シ、其外

念を入養育仕候付、延享二年十二月、

同三年五月褒美遣之候、其後父事寛延

〔孝行人〕

萩北片河町  
青木新兵衛

同国同郡同所同町

町人

青木新兵衛

右新兵衛儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者豆腐商売仕、小躬之

者候処、父者前方病死、老極之母を手添

罷居候故、妻構仕可然段、近辺之者共

相進又候得共、却而老母之養育心促二相成

間敷と之所存を以相斷、朝夕之食物

自分相調、衣類をも商売之間相々々二者

洗候而着用仕せ、尽孝行候付、延享二年

三月褒美遣之候、然処新兵衛儀宝曆十一年

病死仕、於于今者跡方無御座、母病死之

時節等相知不申候

.....

〔孝行人〕

萩南片河町  
りん

同国同郡同所南片河町

町人

婿

りん

右りん儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者四十歳之比夫二離レ、元来

日之内稼之者二而貯等一向無之、甚貧者候処、

老極之母を手添、日々種々之稼を以、母江者

給物等心を尽シ相勞リ、折々老母寺參等

仕候節者手を引、或者負候而連歩行、日夜

無怠、何事も母之心ニ随ヒ尽孝行候付、

延享二年二月褒美遣之候、然処母事

寛延二年病死、りん事も宝曆十一年

病死仕候

【孝行人】

萩南片河町阿  
川市郎右衛門

(9)

同国同郡同所同町

町人

阿川市郎右衛門

右市郎右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死、老極之母を

手添罷居候処、母事数年病身二而、

行歩不相叶候故、夫婦共二昼夜懇二介抱仕、

誠二小躬之者候得者、食物等妻子江者不

行届候得共、色々心を配、諸事母之氣ニ

叶候様ニ孝行仕候付、延享三年三月

褒美遣之候、然処母事同四年病死、

市郎右衛門儀も宝曆十年病死仕、於

于今者 跡方無御座候

同国同郡同所同町

町人

岡藤三郎右衛門

右三郎右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者両親共二追々中風相煩、

惣身不相叶、三郎右衛門儀、川船乗日傭

【孝行人】

萩南片河町岡  
藤三郎右衛門

稼等二而渡世仕、稼江取交、食物并寝せ起シ等之

取作廻ニ至迄、両親之氣ニ応候様二介抱仕、

昼夜寸暇も無之二付、近辺之者共より

縁組相進メ候得共、父母江対シ懇可然段難計、

心尽ニ孝養仕度所存を以、妻構をも

不仕、数年尽孝行候付、宝曆十年十一月

褒美遣之候、然処両親共二同十二年病死、

三郎右衛門儀も天明五年病死仕候

(10)

同国同郡同所同町

町人

八左衛門父

末永助左衛門

右助左衛門儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者日傭稼ニ而渡世仕候処、

助左衛門裏屋ニかんと申傭罷居、老極ニ而渡世

不得仕、一向所縁之者も無之、甚難儀仕候付、

朝夕之食物を分ケ遣シ、家賃をも致合力、

寒中二者古着等を遣シ寒苦を凌セ、誠ニ

奇特之者ニ付、宝曆七年十二月褒美

遣之候、然処かん事同九年病死仕、葬等之

儀をも懇ニ仕、助左衛門事者天明八年

病死仕候

同国同郡同所同町

町人

傭

はつ

はつ

【孝行人】

萩春若町はつ

右はつ儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者若年之比、父病死仕、  
其後者老極之母を養育仕、誠二貧躰二而、  
洗物針仕事等之賃錢を以、且々送光陰候得共、  
母江者時々之食物等念を入候而給せ、且近辺之  
者共より縁組相進メ候而も、孝養之為二  
相断、深孝行仕候付、延享三年三月  
褒美遣之候、然処於于今者所縁之者も  
無御座、母子病死之時節等相知不申候

【孝行人】  
萩春若町よね

同国同郡同所同町

町人

嬬

よね

右よね儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者母者前方病死、父者及  
老極、日傭稼をも不得仕取続、甚難儀  
仕候故、よね事手仕事等別、而出精仕、右  
賃錢を以、父江尽孝養候付、寛延二年五月  
褒美遣之候、然処父事同三年病死仕候、  
於于今者所縁之者も無御座、よね病死之  
時節等相知不申候

【孝行人】

萩春若町阿武  
彦右衛門

同国同郡同所同町

町人

阿武彦右衛門

当子四十六歳

右彦右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之節、父二離レ、老母を  
手添罷居候処、久々中風相煩、行歩不  
相叶二付、夫婦之者共至而念を入、食物之取扱  
寝せ起シ、其外懇二看病仕、  
彦右衛門事  
別、而尽孝行候付、天明六年十二月褒美  
遣之候、然処母事同七年病死仕候

【奇特人】  
萩春若町弓屋  
半七

同国同郡同所同町

町人

半七曾祖父

弓屋半七

右半七儀、奇特仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者貞美二而町内之者と睦敷、  
殊二慈悲心深、町内貧窮至極之者江者  
一ケ年之内度々纒充二者候得共、米・味噌・薪等  
遣之、身柄稼方をも遂出精、托鉢之僧尼  
其外江も不絶手之内を施シ、奇特之儀二付、  
延享三年三月、寛延元年二月褒美  
遣之候、然処同二年病死仕候

【孝行人】  
萩春若町原  
太郎左衛門

同国同郡同所惠美須町

町人

太兵衛父

原太郎左衛門

右太郎左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父中風相煩、其比太郎左衛門

いまた若年候得共、諸事二氣を付甚孝養

仕候付、享保十九年五月褒美遣之候、

然処父事元文四年病死仕、其後老母江

孝行仕候付、寛保二年九月、延享三年

三月褒美遣之候、其後母事宝曆七年

病死、太郎左衛門儀も明和六年病死仕候

【孝行人】

萩重美翁町挑  
灯屋善右衛門

同国同郡同所同町

町人

挑灯屋善右衛門

右善右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之節而親共二大切二

相煩候得共、細工二引添昼夜無怠介抱仕、

至而貧者候処、一衣をも売払候而人参

入之菓等服用仕せ、食物之儀も種々心を配

尽孝行候付、延享二年十二月褒美

遣之候、然処父母共二宝曆四年病死、善右衛門儀も

同十年病死仕候、彼者妻事者所縁之

者方江引越罷居申候

【孝行人】

萩重美翁町内  
田吉左衛門

同国同郡同所同町

町人

吉右衛門倅

内田吉左衛門

当子二十三歳

【孝行人】

萩細工町久次  
郎

同国同郡同所細工町

町人

久次郎

右久次郎儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之節父二離レ、母事

渡世不得仕二付、奉公稼二罷出、久次郎を者

不遁者方江引請罷居候処、幼年之節より

母を養育仕度志二者候得共、小躬之者候得者

不任所存打過、年若之比より寔二纏之

借宅仕、母と一所二相成諸所江日傭稼二

罷越、右賃錢を以朝夕之給物等念を入、

惣而母之心二不相背様二尽孝行候付、延享

三年四月褒美遣之候、然処於于今者跡方

無御座、母子病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩細工町杉谷  
七右衛門

同国同郡同所同町

町人

杉谷七右衛門

右七右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者両親江孝行仕候内、母  
病死二付継母有之、其後父も病死仕候故、  
継母を養育、日傭稼二而渡世仕儀二付、  
衣食共二不如意二候処、身柄二者寒を不厭候而  
母江着用仕せ、食物をも別而念を入孝行  
仕候付、延享三年七月褒美遣之候、然処  
於于今者跡方無御座、母子病死之時節等  
相知不申候

同国同郡同所上五間町

町人 竹内喜右衛門

右喜右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者母者前方病死、老極之父を  
手添日傭稼二而渡世仕候処、家子多取統  
甚及難儀候得共、子共江者不相構、父江者  
衣食之難儀無之様二取計、寺参等仕候節者  
手を引連参、扱又兼々酒を好候付種々  
心遣を以日々給せ、懇孝行仕候付、寛保二年  
九月褒美遣之候、然処於于今者跡方無御座、  
父子病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩上五間町吉  
村安左衛門

同国同郡同所同町

町人

吉村安左衛門

右安左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者若年之比父二離レ、母を養育  
小躬之者候得共、衣食共不自由無之様二取計、  
妻構をも不仕、尽孝行候付、寛保二年  
九月褒美遣之候、然処母事延享三年  
病死仕、於于今者跡方無御座、安左衛門  
病死之時節等相知不申候

同国同郡同所下五間町

町人 源七父

大谷源右衛門

右源右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者父者前方病死、母を手添  
罷居候処、渡世相成兼候付、奉公稼仕、給銀を以  
母を養、其後奉公先より罷帰、母と一所二相成候而者  
紺屋手間等二雇レ渡世仕候故、近辺之者共より  
縁組相進メ候得共、却而世話相増、母江之懇も  
相成間敷所存二而相断、妻構をも不仕  
尽孝行候付、延享三年三月褒美遣之候、  
然処母事同四年病死、源右衛門儀も宝曆  
十年病死仕候

同国同郡同所同町

町人

嬭

まさ

【孝行人】

萩下五間町  
まさ

右まさ儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者母者前方病死、父事老極  
其上病身二而稼不得仕、取統別而難儀仕候故  
まさ事織機・洗濯等仕、右賃錢を以且々  
取統、昼夜心を配孝行仕候付、宝曆六年  
三月褒美遣之候、然処父事同八年病死、  
まさ事も天明八年病死仕候  
〔七五八〕

同国同郡同所同町

町人

金子源右衛門

右源右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者野菜物商売二而渡世仕、

父者前方病死、老極之母を手添罷居候処、

食物其外母之心二相叶候様二取計、尽

孝行候付、宝曆六年三月、同十一年

五月褒美遣之候、然処於今者跡方無

御座、母子病死之時節等相知不申候

同国同郡同所同町

町人

大多和藤左衛門

当子六十七歳

右藤左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死、老母儀

数年病身二而歩行不相叶、別而難儀

〔孝行人〕  
萩下五間町  
中村市松

仕候故朝夕之食物をも藤左衛門拵候而給せ、  
商売稼二他行仕候而も、日之内二度々罷帰、  
食物を進、寒暑之時分者猶以相勞り、尽  
孝行候付、宝曆九年三月、同十一年正月  
褒美遣之候、然処母事同十二年病死仕候

同国同郡同所同町

町人

中村市松

当子二十七歳

右市松儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者老極之両親を手添罷居、

父事病身二而難儀仕候付、右保養之物入も

有之、素小躬之者二候得者取統甚差間候得共、

市松事種々相稼、食物其外念を入、

尽孝行候付、天明三年九月褒美遣之候、

然処父事同八年病死仕、母江不相替孝行仕候

同国同郡同所同町

町人

金子清左衛門

右清左衛門儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者姑并小姑前方別宅二而

渡世仕候処、姑者老極、小姑者病身二而取統

不得仕候付、年来清左衛門方江引請、姑を

親同前二養育仕、年増行歩も不叶候故、

夫婦懇ニ致介抱、小躬之者候得共、食物其外  
念を入奇特仕候付、延享元年三月、同  
三年五月褒美遣之候、於于今者跡方  
無御座、病死之時節等相知不申候

【奇行人】

萩下五間町  
溝上文右衛門

同国同郡同所同町

町人

溝上文右衛門

右文右衛門儀、奇特仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者老極之姑有之、其家相続人  
無之ニ付、文右衛門方江引請親同前ニ養育仕、  
病身ニ而行歩不相叶候故、食物服薬等をも  
念を入、寝せ起シ其外心を尽シ奇特仕候付、  
延享三年五月褒美遣之候、於于今者  
跡方無御座、病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩津守町  
すめ

同国同郡同所津守町

町人

婦

すめ

右すめ儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之節父ニ離レ、母之  
養育ニ而成人仕候故、此上者母江苦勞を懸  
不申様ニと志候得共、貧者候得者不任所存候故  
織機等別而精を出、右賃錢を以且々取続  
孝養仕候内、母事忘氣同前ニ相成、取扱

難相成候処、諸事申分ニ随ひ尽孝行候付、  
寛保二年十一月褒美遣之候、於于今者  
所縁之者も無御座、母子病死之時節等  
相知不申候

【孝行人】

萩塩屋町山崎  
長助

同国同郡同所塩屋町

町人

山崎長助

右長助儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者父者前方病死、老母事  
病氣ニ而身作廻不得仕候付、食物等長助拵候而  
給せ、昼之内者小商ニ罷出候得共、折々罷歸  
老母江氣を付、夜中者側ニ付添致孝養候付、  
妻構仕候様ニと近辺之者共相進メ候得共、  
別而小躬之者人数相増候而者弥取続も  
難相成、却而母之可及難儀との所存を以  
妻構をも不仕、尽孝行候付、享保十八年  
十月褒美遣之候、於于今者跡方無御座、  
母子病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩古萩町きく

同国同郡同所古萩町

町人

竹村勘右衛門妻

きく

右きく儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者老極之両親を手添、殊ニ

母事多年眼病相煩終二者盲人二罷成、

父母共ニ氣向不叶ニ相成候得共、少も申分ニ

不相背様ニ取扱、寝せ起シ等仕、寒氣之節者

(註)

自分肌身ニ添候而相煖、貧者候得共種々

心遣を以食物等念を入、別而孝行仕候付、

(一七三六)

元文三年十二月、寛保二年十一月、延享

(一七四六)

三年五月褒美遣之候、其後父母并夫

勘右衛門儀も追々病死仕、於于今者跡方

無御座、さく病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩吉萩町

寺尾作右衛門

同国同郡同所同町

町人

源右衛門父

寺尾作右衛門

右作右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之節母ニ離レ、継母之

養育ニ而成人仕、木挽ニ而渡世仕候処、継母

(註)

殊外病身ニ付懇ニ致介抱、父江も尽孝行候付、

(一七三三)

享保八年二月、寛保二年十一月褒美遣之候、

(一七四一)

尤父事者享保八年病死、継母事者宝曆

(一七五三)

三年病死、作右衛門儀も同九年病死仕候

【孝行人】

萩熊谷町

多根平左衛門

同国同郡同所熊谷町

町人

多根平左衛門

当子五十八歳

右平左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者小商ひニ而致渡世候故、為稼

遠方江可罷越段近辺之者相進候得共、

留守之中父母之氣遣を懸、其上不自由も

可有之と之所存を以不罷越、其外不依

(註)

何事孝行之志深候付、寛延四年三月

(一七五二)

褒美遣之候、然処父事宝曆五年病死、

母事も同九年病死仕候

【奇特】

萩今魚店町

あき

同国同郡同所今魚店町

町人

広島屋太左衛門下女

あき

右あき儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時分より太左衛門方江

奉公仕数年相勤候付、致縁付候様ニ相進候得共、

太左衛門内証不勝手ニ相成候付、自分縁付

仕候而者太左衛門家内之取続等無心元所存ニ而

相断罷居候処、弥逼迫仕候付、あき事

(註)

持合之衣類等質物ニ入、又者売払候而取続之

助ニ相成候様取計、且朝夕給物等不如意之節者

小々之物をも売払、家内江不知賄出等仕、誠ニ

(一七四六)

下賤之者奇特成儀ニ付、延享三年三月

褒美遣之候、然処於于今者太左衛門跡方

無御座、あき病死之時節等相知不申候

【孝行人】

同国同郡同所平安古町

町人

市左衛門父

菘平安寺町  
貞七

貞七

右貞七儀 親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之節より貞実ニ而

両親江之孝志深く、日傭稼之者候得者

(16)

昼中者稼ニ罷出、及暮帰候而者、懇ニ挨拶仕、

其上ニ而自分之用事を相調、何事も

父母之申分ニ相隨、孝行仕候処、父事享保

元年病死仕候、貧者候得共、父之病中猶以

念を入、食物等好之品相調孝養仕、父

死後之儀者、母江別而孝行仕候付、享保

十年五月、延享三年五月褒美遣之候、

尤母事者享保十二年病死、貞七儀も

安永六年病死仕候

【孝行人】

同国同郡同所同町

町人

婿

ちよ

菘平安寺町  
ちよ

右ちよ儀 親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者母者前方病死、父事八百屋

商売ニ而渡世仕、年来病身ニ而、行歩等も

不相叶、小躬之者候得者取続甚致難儀候付、

ちよ事、衣類仕立又者洗濯物等之稼を以、父を懇ニ養育仕、

.....

食物等好之品有之候節者、種々心遣を以調給せ、寒中之儀者

手足等ちよ肌身ニ添候而相煖尽孝行候付

寛保二年九月、延享三年二月褒美遣之候

尤父事者寛保三年病死、

ちよ事も寛政元年病死仕候

(16)

同国同郡同所同町

町人

菘平安寺町  
みの

岩崎平四郎娘

みの

当五十四歳

右みの儀 親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之節より母足痛相煩

立居不得仕候故、みの十三四歳ニも相成候而者、

昼夜共ニ看病等之儀、別而念を入、病中

久々之事情得共、一日も他行不仕致孝行

其上祖母老極仕候故、母ニ相添懇ニ致

養育、父者日之内稼之者ニ付内居不得仕、

みの事心を配相勞り孝養仕候処、母事

寛政元年病死仕、其後者父并祖母江も

孝行仕候付、同三年十月褒美遣之候、

今以不相替孝行仕候

.....

同国同郡同所只服町

町人

野村惣右衛門

右惣右衛門儀 親江孝行仕候段、町方より訴出候付

【孝行人】  
秋貞服町野村  
惣右衛門

相糺候処、彼者前方奉公稼仕候内、父事久々相煩候得共、主持之儀二付、昼夜付添居候様不相成候故、昼之内者奉公筋別而精を入、夜中者父二付添致介抱、持合之衣類等を売払、高直之薬をも相求、服用仕せ候得共、老病故不遂快氣致病死、其後者奉公先より罷歸、母を養育仕候処、老極其上氣分相二而氣向不叶二相成候得共、少も不相背、給物(二七四)其外念を入別而孝行仕候付、寛保二年九月褒美遣之候、於于今者跡方無御座、  
(四) 母子病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩米屋町  
よね

同国同郡同所米屋町

町人

嬪

よね

右よね儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付相糺候処、彼者父母江孝心深ク、近辺之者共より縁組相進候得共、父老極今少之余命二候得者、心俣二寺参等仕せ度、縁組仕候而者、自分存念之通老父江之懇も難叶由二而達而相断、年若之者二候得共、兼々貞実二而、身持宜尽孝行候付、延享二年三月褒美遣之候、其後父事宝曆三年病死二付、  
(四) 老母江孝行仕、女身二而取続も甚及難儀候処、

母事眼病相煩、床付居候而行歩も不相叶二付、取扱等別而念を入孝行仕候、然処よね事安永元年病死仕、於于今者所縁之者も無御座、母病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩米屋町横山  
茂右衛門

同国同郡同所同町

町人

横山茂右衛門  
当子七十一歳

右茂右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付相糺候処、彼者父者前方病死仕、貧者二而病身之老母を相育、別而念を入孝行仕、  
(四) 遠方江参候而も其日二罷歸、氣分之趣をも見合食物等を進メ、草臥をも不厭、母を懇二相勞り尽孝行候付、宝曆六年三月褒美遣之候、然処母事同八年病死仕候

【孝行人】

萩米屋町阿武  
与三右衛門

同国同郡同所同町

町人

阿武与三右衛門  
当子二十九歳

右与三右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付相糺候処、彼者幼少之節母二離レ、成人之後者

奉公稼仕候処、父事及老年、其上病身二  
相成行歩不相叶候故、奉公先より罷帰、  
昼夜付添懇二介抱仕、貧者候得共、時々之  
食物寝せ起シ、其外別而念を入尽孝行候付、  
寛政二年十月褒美遣之候、然処父事  
同三年病死仕候

【孝行人】

萩東田町  
市右衛門

同国同郡同所東田町

町人

市右衛門父

市右衛門

右市右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父久々中風相煩、忘氣弥増二

罷成難儀仕候付、食事寝せ起シ、其外

懇二介抱仕尽孝行候付、寛保四年九月

(一七四四)

褒美遣之候、然処父事同五年病死仕、

其後母江同様二孝行仕候処、市右衛門儀

母存生之内宝曆三年病死仕候

【孝行人】

萩東田町  
竹内松之助

同国同郡同所同町

町人

竹内松之助

右松之助儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父母共二病身二而渡世方

難儀仕候付、松之助事若輩之節より

塗師細工出精仕、尤朝夕之給物自身

相調候故、細工仕候間相も有之兼、自然と  
取続も六ヶ敷候得共、其段を両親江相知せ  
不申様取作廻、食物其外念を入孝行  
仕候付、延享三年二月褒美遣之候、於于今者  
跡方無御座、父母并松之助病死之時節等  
相知不申候

【孝行人】

萩東田町  
津島権吉

同国同郡同所同町

町人

津島権吉

当子三十九歳

右権吉儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時渡世方至而

難儀仕候付、両親相談之上引別レ、権吉を者

母之方江請取養育仕、十三四歳之比より者

綿打商売仕せ、漸母子其日之渡世

仕候処、兼而孝行之志深、父事も

(一七七五)

貧者二而、一日之貯等も無之候付、病氣之節者

権吉見廻候而諸事を付、朝夕之

給物等相調候而持参仕尽孝行候付

安永七年閏七月褒美遣之候、然処

父事天明四年病死、母事も同八年

病死仕候

【孝行人】  
萩東田町  
河内屋權七

同国同郡同所同町  
町人

河内屋權七  
当子二十一歳

右權七儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之節母ニ離レ、其後  
繼母有之、然処父事久々中風相煩

行歩不相叶、兄弟も数多有之候得共、

孰も幼少者ニ而用立不申、權七儀小躬之

者候得共、種々働を以数多之家子養育仕

第一父之病氣懇ニ看病仕尽孝行候付、

天明七年九月褒美遣之候、然処父事

同八年病死仕候

【孝行人】

萩西田町  
田中五郎人

同国同郡同所西田町  
町人

田中五郎人

右五郎人儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者纔之濃物商ひ仕、兄弟間

睦敷、親孝之為、妻をも不構渡世仕候処、

若輩之節母ニ後レ、父事老極故、兄弟共

昼夜無油断氣を付、寒暑之節者別而

念を入寝せ起シ、其外尽孝行候付、正徳

三年十月褒美遣之候、然処父者享保

元年病死仕、其後者姉を親同前ニ養育

仕候付、同二年四月為賞美、町方諸役員

差除、褒美をも遣シ、同八年十二月、寛保

二年九月、延享三年五月褒美遣之候、

然処姉事宝曆五年病死仕、於于今者

五郎人跡方無御座、病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩西田町増  
田市郎兵衛

同国同郡同所同町  
町人

増田市郎兵衛

右市郎兵衛儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者両親江懇ニ孝行仕、寒暑之節者

給物等其時々ニ応シ、別而念を入相調、且寺参等

仕候節者手を引候而連参、尽孝行候付、

享保五年五月、延享三年五月褒美

遣之候、然処母事同四年病死、父事も

寛延三年病死仕、於于今者跡方無御座

市郎兵衛病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩西田町山  
根又左衛門

同国同郡同所同町  
町人

山根又左衛門

右又左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死、母事久々

大切ニ相煩、寝起等も不得仕候故、昼夜付添

孝養仕候付、稼をも不得仕、家子取続甚

差間候得共、母江氣之毒を聞せ不申様心を配

寒暑之節者別而給物等念を入養育仕、

孝心厚者二付、享保七年五月褒美<sup>(一七二)</sup>

遣之候、然処母事同八年病死仕、於于今者

又左衛門跡方無御座、病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩西田町  
つる

同国同郡同所同町

町人

吉田利右衛門娘  
つる

右つる儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父年罷寄、行歩等も

不相叶、難儀之躰ニ罷居候故、つる事

衣類仕立を産業ニ仕、両親并妹を

(四)

手添且々致渡世、父事老極仕候得者

寝せ起シ其外別而氣を付、食物等好ニ随而

相調甚孝心深者二付、延享二年五月<sup>(一七四)</sup>

褒美遣之候、然処於于今者跡方無御座

父母并つる病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩西田町  
中吉左衛門

同国同郡同所同町

町人

田中吉左衛門

右吉左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者老極之両親を手添、猶又

幼少之甥兩人を育、家子多取続差間

居候内、父母共ニ病氣大切ニ相煩候付、昼夜

側ニ付添看病仕、至而小躬之者候得共、一衣をも

(三)

売候而、人参等致心遣服用仕せ、孝行仕候付、

延享三年七月褒美遣之候、然処父母共ニ<sup>(一七四)</sup>

宝曆四年病死仕、於于今者跡方無御座、<sup>(一七五)</sup>

吉左衛門病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩西田町伊  
藤権右衛門

同国同郡同所同町

町人

伊藤権右衛門

右権右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方相果、貧者其上

病身ニ而、日々之働等も六ヶ敷候得共、老母江者

食事其外念を入、尽孝行候付、寛延<sup>(一七四)</sup>

二年八月褒美遣之候、然処母事宝曆<sup>(一七六)</sup>

十年病死、権右衛門儀も天明六年病死仕、<sup>(一七八)</sup>

(三)

於于今者跡方無御座候

【孝行人】

萩西田町金  
子権右衛門

同国同郡同所同町

町人

金子権右衛門

当子四十歳

右権右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方相果、老母を致

養育、小躬之者故取続難儀仕候内、母事

中風ニ而久々相煩候付、弥渡世差間候得共、

貧躰を母江隠シ、高直之薬等服用仕せ、懇ニ<sup>(一七九)</sup>

尽孝行候付、寛政三年正月褒美遣之候、

今以不相替孝行仕候

【孝行人】  
萩唐樋町辰  
坊五郎左衛  
門

同国同郡同所唐樋町

町人

甚五郎父

辰坊五郎左衛門

右五郎左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父久々病身ニ而渡世不得仕候付、

五郎左衛門事小商仕而親を致養育、食物

其外念を入抽諸人、持方宜物毎父母之

心ニ相叶候様取計孝行仕候付、(七七七)明和九年

十二月褒美遣之候、然処父事天明元年

病死、母事同七年病死、五郎左衛門儀も

寛政三年病死仕候

同国同郡同所御許町

【孝行人】

萩御許町  
足立文六

町人

足立文六

右文六儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者作園物等之小商仕貧者ニ而

父者前方病死、老母江別而孝行仕、稼ニ

出候外者母之側を離レ不申、万事氣を付

尽孝行候付、(七七四)寛保二年九月褒美遣之候、

然処於于今者跡方無御座、母子病死之

時節等相知不申候

同国同郡同所同町

町人

角田善兵衛

【孝行人】  
萩御許町  
角田善兵衛

右善兵衛儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

(七七六)

相糺候処、彼者父者前方病死、老極之

母を手添懇ニ孝養仕、寝せ起シをも別而

念を入、小躬之者候得者朝夕之給物等

家内之者者誠飽食を仕候而も母江者

色々と心を配、好候物を給せ孝心深者ニ付、

延享二年三月褒美遣之候、然処善兵衛儀

宝曆九年病死仕、於于今者跡方無御座、

母病死之時節等相知不申候

同国同郡同所同町

町人

岩本六右衛門  
当五十四歳

【孝行人】  
萩御許町岩  
本六右衛門

右六右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

(七七五)

相糺候処、彼者父者前方病死、老母を手添

日傭稼ニ而渡世仕候処、若年之比より孝志深、

貧者候得者自分食物等不行届候而も

母江者無不足様ニ取計、万事氣ニ不背様

心を配孝行仕候付、(七七四)延享二年三月褒美

遣之候、然処母事者天明八年病死仕候

【孝行人】

同国同郡同所同町

萩御許町吉  
田幸右衛門

町人

吉田幸右衛門

右幸右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死、老極之

母を手添、久々病身ニ而行歩等も不相叶候故、

懇ニ介抱仕、朝夕給物等色々手遣仕相進、

.....

寝せ起シ其外ニ至迄別而念を入、元来貧

者候得共、種々取計尽孝行候付、延享

(七四六) 三年三月褒美遣之候、然処於于今者

跡方無御座、母子病死之時節等相知不申候

【孝行人】

同国同郡同所同町

萩御許町  
ぎん

町人

藤谷忠右衛門伯母

ぎん

右ぎん儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者母者前方病死、弟織右衛門事、

老極之父を手添孝行仕候付、妻構仕候様ニと

ぎん并近辺之者共よりも相進メ候得共、至而

貧者故他人を呼請候而者老父江心添も

.....

相成間敷と申断候付、ぎん事其砌者脇筋

奉公稼仕居候得共、織右衛門所存之趣を感じシ

諸共ニ心添可仕と、兄弟申談候上奉公先より

罷帰、兄弟共ニ甚孝行仕候処、織右衛門事者

(七五八) 宝曆八年病死仕候付、其後者ぎん事昼夜

手仕事等仕、右賃錢を以不自由無之様

取作廻孝行仕候付、同九年七月褒美

遣之候、然処父事同十三年病死、ぎん事も

(七八八) 天明八年病死仕候

【孝行人】

同国同郡同所同町

萩御許町  
柴田七兵衛

町人

柴田七兵衛

右七兵衛儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

.....

相糺候処、彼者豆腐商売仕貧窮

者ニ而、幼年之内より孝行之志深く、老母

行歩不叶ニ付、起臥又者給物等之儀も

念を入養育仕、商売ニ罷出候外者内居仕、

昼夜付添孝行仕候付、宝曆十年九月

褒美遣之候、然処於于今者跡方無御座、

母子病死之時節等相知不申候

【孝行人】

同国同郡同所同町

萩御許町重  
岡善兵衛

町人

重岡善兵衛

当子二十八歳

右善兵衛妻  
よし

当子三十一歳

.....

右善兵衛夫婦、親江孝行仕候段、町方より

訴出候付相糺候処、父事老極仕内輪

行歩等も不得仕、忘気同前之躰ニ而

種々難題之申分仕候得共、夫婦之者共  
氣二不背様ニ取計、寝せ起シ其外ニ至迄  
念を入孝行仕候付、天明八年三月褒美  
遣之候、然処父事者同年病死仕、其後者  
老母江不相替孝行仕候

【孝行人】

萩御許町河  
原林熊槌

同国同郡同所同町

町人

河原林熊槌

当子十四歳

右熊槌儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

(10)

相糺候処、彼者幼少ニ而父ニ離レ、八歳之時より

諸事母之申付を不相背、豆腐其外

商売向ニ心を移シ、尋常子共遊ニも不

相交、寒暑夜白ニ不限出精仕、成長ニ随

母を懇ニ相育、衣食其外ニ至迄無他事

孝養仕候付、寛政四年閏二月褒美遣之候

(七九)

【奇特人】

萩御許町  
小法師左七

同国同郡同所同町

町人

小法師左七

右左七儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者筆商売仕、渡世

六ヶ敷ニ付、為仕組妻を者奉公仕せ、妻之

母を数年来相育候処、老極之儀ニ付

(10)

行歩等不叶候故、用事等之節者手を

引候而連歩行、日々食事等之儀者勿論  
起臥ニ気を付、親同前ニ相心得養育仕  
奇特之者ニ付、宝曆元年十二月、同八年  
六月褒美遣之候、於于今者跡方無御座  
病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩橋本町大  
谷弥左衛門

同国同郡同所橋本町

町人

大谷弥左衛門

右弥左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死、老母を

手添罷居貧窮者ニ候得共、食物好ニ心シ

相調給せ、自分儀者朝夕之給物をも致簡略

(10)

種々心遣を以母之心ニ相叶候様取計深ク

孝行仕候付、享保十七年六月、延享三年

十二月褒美遣之候、於于今者跡方無御座、

母子病死之時節等相知不申候

【孝行人】

萩橋本町河  
上屋権右衛  
門

同国同郡同所同町

町人

養松祖父

河上屋権右衛門

右権右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死、老極之

母を養育仕候内、眼病相煩身作廻不

得仕候付懇ニ致介抱、別而貧者候得共食物

衣類等ニ至迄念を入、物毎母之心ニ不相背様ニ

取計尽孝行候付、延享二年十二月(一七四五)  
褒美遣之候、然処母事宝曆六年病死、(一七五〇)  
権右衛門儀も同八年病死仕候

孝行人  
同国同郡同所同町

萩橋本町藤  
井藤兵衛

町人  
藤井藤兵衛

当五十九歳

右藤兵衛儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者母者前方病死仕、其後継母  
有之、年来眼病相煩行歩も相成兼候処、  
朝夕之給物等念を入致養育、父江も別而  
孝行仕候付、天明七年十月褒美遣之候、(一七八七)  
尤父事者同五年病死、母事者同八年  
病死仕候

孝行人  
同国同郡同所同町

萩橋本町田  
村五左衛門

町人

田村五左衛門

当五十四歳

右五左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者父者前方病死、老母を養育仕、  
病身二而立居難相成候付、給物其外念を入  
万事二気を付尽孝行候付、天明七年(一七八七)  
十月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

孝行人  
同国同郡同所同町

萩橋本町  
はん

町人

山本助右衛門妻

はん  
当三十七歳

右はん儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者老極之姑を手添罷居、久々  
病氣二而難儀仕、夫儀者為渡世他国江罷越  
長々滞留之中、女之身二而候得共触売等之  
商売仕、其賃錢を以朝夕之給物等を調  
寝せ起シ其外二至迄諸事気を付孝行  
仕候付、天明七年十月褒美遣之候、今以  
不相替孝行仕候

孝行人  
同国同郡同所同町

萩橋本町河  
上屋蓑松

町人

河上屋蓑松

当三十一歳

右蓑松儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之節父二離レ、病身之  
老母を手添至而貧窮者候得共、日傭稼等仕  
其日之賃錢を以且々取続、妻構をも不仕  
尽孝行候付、天明七年十月褒美遣之候、(一七八七)  
今以不相替孝行仕候

孝行人

萩橋本町長  
野源左衛門

同国同郡同所同町

町人

長野源左衛門

当五十二歳

右源左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

(19)

相糺候処、彼者父者前方病死、小躬之者二而

老極之母を手添、病身二而立居不相成

難儀仕候付、朝夕之給物其外、寝せ起シ等二

至迄別而念を入尺孝行候付、天明七年

十月褒美遣之候、然処母事同八年病死仕候

【孝行人】

萩橋本町前

田源次郎

同国同郡同所同町

町人

前田源次郎

当子十歳

右源次郎儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父豆腐商売二而渡世仕、四ヶ年

以前より病身二相成候得共貧窮者二付、最初之中者

且々触壳二罷出、其節源次郎七歳二而前後

(20)

弁も無之候得共連歩行候故、自然と商之道二

心付、父之病氣相重床付候而者別而氣遣仕、

宜薬とさへ聞及候得者種々心遣を以給せ、懇二

致介抱候、毎朝未明より起候而川水を数荷汲運

豆腐拵二相用ひ、稚キ者之働見請候者者

憐を催、間々致助勢候者も有之、不厭寒暑

毎日度々触壳二も罷出商売方出精仕、

近辺之子共誘来候而も一向遊二も不罷出、

父之病中久々之儀候処、母子之稼を以且々取続

幼年二者比類も無之孝心之者二付、寛政二年

十二月褒美遣之候、然処父事同三年七月病死

仕候而者歎キ深、中陰間精進等之儀堅相慎、且又

伯父事奉公稼仕居候処病氣二付、源次郎方江

引請久々致滞留候得共、母子申合せ不厭

(21)

貧苦懇二看病仕、其外諸事母之所存二相叶候様二と

志孝行仕候付、寛政三年十一月褒美遣之候、今以

不相替孝行仕候

【奇特人】

萩橋本町

堀弥左衛門

同国同郡同所同町

町人

堀弥左衛門

右弥左衛門儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者家子多人数相育、兼而持方

貞実之者二而、親族中者勿論近辺之者とも睦敷、

其上慈悲心深托鉢之僧尼其外を相憐、抽

諸人奇特成者二付、延享三年四月褒美遣之候、

然処宝曆十年病死仕、於于今者跡方無御座候

(22)

同国同郡同所同町

町人

前田源次郎母

萩橋本町

まし

まし

当子三十七歳

右まし儀、奇特仕候段、町方より訴出候付相糺候処、

彼者夫豆腐商売仕貧者候得共、夫婦共

持方宜貞実者候処、夫儀四ヶ年以来病身二

相成候故、母子共二種々心を配、服薬・給物等二至迄  
別而念を入看病仕候得共、寛政三年七月夫病死仕候、  
其後者取続弥難儀仕候付、母子昼夜相稼

辛勞仕候、然処小舅事奉公稼仕居候中病氣二付、

源次郎方江引請久々致滞留候得共、母子

申合不厭貧苦懇二介抱仕、且又幼少之

源次郎を生立方宜故、自然と孝行之志

深相成奇特成者二付、寛政三年十一月褒美遣之候

【孝行人】  
萩椿町せき

同国同郡同所椿町

町人

婦

せき

右せき儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之節父二離レ、老極之母を

手添罷居候処、数年老病二而難儀仕、

せき事自分之取続も差間居候得共、色々と

心を配日々之食物等別而念を入孝行仕候付、

寛保元年十一月、延享三年二月褒美

遣之候、然処母事同年病死仕候、於于今者所縁之

者も無御座、せき病死之時節等相知不申候

【孝行人】  
萩椿町笠井  
九左衛門

同国同郡同所同町

町人

九左衛門父

笠井九左衛門

右九左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者母者前方病死二付、継母  
有之、其後父事も病死仕候故、九左衛門儀

日傭稼二而致渡世、別而貧者二候処、継母事

年増老極仕候付、食物其外念を入、懇二

養育仕、尽孝行候付、延享四年四月

褒美遣之候、然処継母儀宝曆七年病死、

九左衛門事も同十三年病死仕候

【孝行人】

同国同郡同所同町

萩椿町福井  
九十郎

町人

太郎榎父

福井九十郎

右九十郎儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之節父二離レ、若年之比より

日傭稼二而渡世仕、母并老極之祖母を手添

罷居、小躬之者候得者取続難儀仕候得共、

食物等念を入孝養仕、珍敷品有之候節者

自分給不申、祖母・母江給せ、深ク孝行仕候付、

宝曆元年十二月褒美遣之候、然処

祖母事同六年病死、母事者安永三年

病死、九十郎儀も天明七年病死仕候

【孝行人】  
萩浜崎新町  
作右衛門

同国同郡同所浜崎新町

町人

作右衛門

右作右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、成人之後

老母を養育仕、日傭稼ニ而渡世仕、貧者ニ候得共、

母為介抱遠方江著不罷出、纒之日傭賃ニ而

食物等母之心ニ叶候様ニ相調給せ、独身ニ而尽

孝行候付、享保十四年十二月褒美遣之候、

然処母事延享四年病死、作右衛門儀も

宝曆七年病死仕、於于今者跡方無御座候

同国同郡同所同町

【孝行人】  
萩浜崎新町  
妙林

妙寺弟子  
妙林

右妙林儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少ニ而父ニ離レ、貧窮者ニ而

近辺之小使抔仕、老母を孝養仕、成人之後、

奉公稼ニ而者、母江付添候様難成ニ付、三十歳ニ

罷成候節、致剃髮、近辺托鉢仕候而母を

養、種々好ミ物抔氣ニ応シ候様相調給せ、寒中者

自分之一衣を脱煖候而母江着せ、臥能様ニ

取作廻、暑氣之時分者母を脊負、涼敷

所ニ而介抱仕、尽孝行候付、寛保三年八月、

延享二年二月褒美遣之候、然処母事

宝曆二年病死、妙林儀も同十年病死仕、

跡方無御座候

同国同郡同所同町

【孝行人】  
萩浜崎新町  
又右衛門

町人  
又右衛門

右又右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者老極之父母養育仕、老母者

盲人故、妻構之儀脇より相進メ候得共、貧者ニ付、

父母養育之為不宜と存、独身ニ而介抱仕、

遠方不罷越、近方ニ而日傭稼等仕、朝夕之

食物父母之心ニ叶候様調進メ、他出之時分

隣家江懇ニ相頼置、段々尽孝行候付、

延享二年閏十二月褒美遣之候、然処父者同

四年病死、母者寛延三年病死、又右衛門儀も

宝曆十年病死仕、於于今者跡方無御座候

同国同郡同所浜崎浦

【孝行人】  
萩浜崎浦  
十郎兵衛

百姓  
十郎兵衛

右十郎兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者常々貞美ニ而、幼少之時分

母ニ離レ、父江孝行深、小躬之者候得共、父

不自由之儀無之様ニ食物をも心遣仕、懇ニ進

妻を構候而者心添之為悪敷と存、独身ニ而

養育仕、折節寺参仕度と申候得者、老極

不行歩ニ付負候而罷越、諸事氣ニ背

不申様ニ孝行仕候付、享保五年八月、同六年

五月、同七年七月、同十四年十二月、同十九年

七月褒美遣之候、尤父事享保元年

病死、十郎兵衛儀も宝曆五年病死仕、

於于今者跡方無御座候

(10)

【孝行人】  
萩浜崎浦三  
か

同国同郡同所同浦

百姓

持高無之

藤七母

たか

右たか儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之節父ニ離レ、母江孝行深ク、

誠ニ取続も相成兼候付縁付仕、母を育可然ト

脇より進候得共、縁ニ付候、而者心添も相成苦敷ト申、

孀ニ而相稼、朝夕之給物等、母難儀不仕様

孝養仕候付、享保六年五月、同七年七月、

同十年十二月、同十四年十二月、同十九年

七月褒美遣之候、然処母者同八年病死、

たか事も宝曆十一年病死仕候

(11)

同国同郡同所同浦

百姓

千松祖父

三左衛門

右三左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者常々貞美ニ而老父母を

育、孝行之志深ク、朝夕之給物氣ニ心候様ニ

【孝行人】  
萩浜崎浦三  
左衛門

【孝行人】  
阿武郡椿郷  
権六

同国同郡椿郷村

百姓

孀

持高無之

ゆく

右ゆく儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、貧者ニ而

日々近在江雇レ、纒之賃錢を取、老極之母を

懇ニ養育仕、難儀之体を者母江隠シ、大切ニ

相勞リ、不絶好物等求給せ、孝行之志深ク

抽諸人候者ニ付、延享元年二月褒美遣之候、

然処母事同三年病死、ゆく事も安永

六年病死仕候

同国同郡同村

百姓

権六

持高無之

右権六儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者老極之両親を育、貧者候得共、

食物等好之品を貯置給せ、物毎氣二背不申様  
取扱、尽孝行候付、宝曆三年二月、同五年  
二月、同十一年八月褒美遣之候、尤父者同八年  
病死、母者同十一年病死、権六儀も明和七年  
病死仕、於于今者跡方無御座候

【孝行人】  
阿武郡權郷  
ぎん

同国同郡同村

百姓

持高無之

政右衛門妻  
ぎん

右ぎん儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之時父二離レ、老極之  
母を育居、貧窮者二付、夫政右衛門儀者奉公二  
罷出、留守之儀者ぎん事渡世之絶方便候得共、  
近所江雇レ、纔充之賃錢を以母を懇ニ養育仕、  
朝夕之宮も不相成体ニ候得共、不絶好物等  
求給せ、諸事母之好候様取作廻、尽孝行候付、  
宝曆六年五月褒美遣之候、然処母事同  
七年病死、ぎん事も安永三年病死仕、  
於于今者跡方無御座候

【孝行人】  
阿武郡權郷  
権兵衛

同国同郡同村

百姓

持高無之

権兵衛

右権兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者幼少之時父二離レ、貧窮者二而

日傭稼或者綿を打候而纔之賃錢を以、老母を  
懇ニ相育、諸事申分二背不申、食物等好候品  
相求給せ、四五ヶ年も母病氣之節者起臥  
其外弥大切ニ相勞リ、尽孝行候付、宝曆  
六年十月褒美遣之候、然処母事同七年  
病死、権兵衛儀も天明六年病死仕、跡方  
無御座候

【孝行人】  
阿武郡權郷  
分久左衛門

同国同郡同村之内東分

百姓

持高無之

千吉文  
久左衛門

右久左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者貧窮ニ而日傭稼を以且々  
渡世仕、年来両親之申分二不相背、懇ニ  
相勞リ、父十ヶ年余病氣ニ而臥居候付、念を入  
介抱仕、自分五十歳余迄独身ニ而養育仕、  
親類其外近所之者共睦敷、貞実孝行之  
者二付、天明六年九月、寛政元年四月、同二年  
三月褒美遣之候、尤父事者天明六年病死、  
母事者寛政元年病死、久左衛門儀も同  
二年病死仕候

【孝行人】  
阿武郡權郷  
分五右衛門

同国同郡同村之内同所

百姓

田島持高式石巻十五升七合

五右衛門

当五十一歳

右五右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者父者前方相果、老極之母

有之、弟方二育居候故、五右衛門儀耕作之  
行戻、又者日傭等二出候節も朝夕弟方

立寄、好之食物等有之候得者、色々方便を以  
買得仕給せ、或者市中罷出候節者手土産等

求遣シ、諸事氣を付、孝行之志深者二付、  
寛政元年四月、同二年三月、同四年正月褒美遣之候

今以不相替孝行仕候

同国同郡同村之内同所

百姓

徳松

田島持高式石七十六升七合

当子四十九歳

右徳松儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方相果、小躬之者二而、

田島纒抱居、家内多人数、殊女幼少者等二而、

別而渡世六ヶ敷、常々餽抹之食物を給候得共、

老極之祖母・母兩人江者、色々心遣を以給能

品を進メ、時々好二任せ肴類をも求給せ、諸事

氣二背不申、寒氣之節者、衣類等余計

無之ニ付、薪を沢山ニ樵出シ焚火ニ当テ、其外

心を尽シ貞実ニ孝養仕候付、寛政二年

三月、同四年正月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行人】  
阿武郡樺東  
分徳松  
同国同郡同村之内同所  
百姓

持高無之

福松

当子十五歳

右福松儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、貧窮者二而

日々之稼を以老母を懇ニ養育仕、諸事

申分ニ不相背、難儀之体を者母江隠シ、好之

食物等求給せ大切ニ相勞リ、諸人江対候而も

兼而持方宜、貞実孝行之者二付、寛政

元年四月、同二年三月、同四年正月褒美遣之候、今以

不相替孝行仕候

同国同郡同村之内同所

百姓

市助娘

持高無之

当子十三歳

右まつ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者眼病ニ而盲目ニ相成、母も

難病二而行歩不相叶、并幼少之弟有之、

渡世至而困窮仕候得共、まつ事女之手業夜白

相稼、病身之父母を養育仕、起臥其外懇相勞リ

艱難仕候、依之まつ志之程、近辺之者も不便ニ存、少々充

出錢等仕遣シ候付、父之眼病、近在之医師江療養ニも懸ケ、孝志

無他念者ニ付、寛政四年二月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行】  
阿武郡樺西分  
市郎左衛門

同国同郡同村之内西分

百姓

市郎左衛門

皇持高五斗五升二合

当十六十一歳

右市郎左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候处、彼者若年之時父ニ離レ、老母相育

何事も母申分ニ不相背戀を尽シ、市郎左衛門

近年病身ニ罷成及貧窮候得共、難儀之

体を者押隠シ好物等調給せ、諸事大切ニ相勞り

常々持方宜、貞美孝心之者ニ付、寛政元年

四月、同二年三月、同四年正月褒美遣之候、今以不相替

孝行仕候

【孝行】  
阿武郡樺西分  
次郎兵衛

同国同郡同村之内同所

百姓

次郎兵衛

皇持高四斗九升四合

当十五十九歳

右次郎兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候处、彼者若年之時父ニ離レ、老極之

母を育居、小躬之者ニ付、日傭働、薪樵売等之

稼を以取続候得共、母江者給物等をも念を入、

其外諸事懇ニ相勞リ無緩孝養仕候付

寛政二年二月、同四年正月褒美遣之候、今以不相替

孝行仕候

【孝行】  
阿武郡明木村  
やつ

同国同郡同村枝郷明木村

百姓

八郎兵衛母

田皇持高六石七升二合

やつ

右やつ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候处、彼者父母共老極仕、やつ事地下ニ而

人ニ雇レ少々充之賃錢を取、或時者薪を取

売候而両親を育、昼夜氣を付懇ニ

孝行仕候、父事正徳四年病死仕、母一人ニ

相成、一入孝心深ク抽諸人候者ニ付、享保

三年二月、同五年三月、同九年十月、同十

二年二月褒美遣之候、然処母事同十四年

病死、やつ事も宝曆六年病死仕候

同国同郡同村枝郷同所

百姓

善左衛門父

甚右衛門

田皇持高六石式升六合

同

吉右衛門父

松右衛門

田皇持高式石九斗六升四合

右甚右衛門・松右衛門儀、親江孝行仕候段村方より

訴出候付相糺候处、彼者共、兄弟ニ而父母江

孝心を尽シ申候、其上叔父次郎左衛門と申者、

同郡川上村之内遠谷と申所ニ罷居、貧者

子共等も無之、老極病身ニ相成及難儀候得共

同村二者縁類等も無之ニ付、右兄弟之者共、

從弟次右衛門・瀧右衛門と申者と四人、為心添替リ々罷越、致養育候処、余り程隔リ居、心俣江介抱不相成二付、四人申談、明木村之内小野山と

申所江木屋を懸、次郎左衛門夫婦を連寄せ、養育仕候内、次郎左衛門妻者元文五年相果、次郎左衛門計二

相成、氣分相二而盲人二相成、別而難儀仕候処、

右四人之者共妻昼夜替リ々付添、四人朝夕見廻候而、次郎左衛門氣分食物等之儀、妻共江

聞合せ、猶々念を入候様氣を付、懇ニ介抱仕候付

延享元年二月褒美遣之候、然処父者元文

四年病死、叔父者寛延二年病死仕候、母

存生之内、甚右衛門儀宝曆五年病死、松右衛門儀も

同八年病死仕候

同国同郡同村枝郷同所

百姓

次右衛門

同

源兵衛父

瀧右衛門

右次右衛門・瀧右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より

訴出候付相糺候処、彼者共、兄弟二而一宅二罷居

若年之時母二離レ父江孝心を尽シ申候、其上

叔父次郎左衛門を懇ニ養育仕候段、前段二相見候様

從弟甚右衛門・松右衛門と四人同様之者二付、

延享元年二月褒美遣之候、父者享保

十八年病死、次右衛門儀寛延三年病死、瀧右衛門儀も  
宝曆九年病死仕候

同国同郡同村枝郷同所

百姓

七右衛門母

かん

右かん儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之時父二離レ、老極之母

相育居、夫喜右衛門儀者病身二而日傭稼も

不相成体二付、かん事人二雇レ纔之賃錢を取、

不及飢様二一人之働を以老母江孝行を尽シ、且

病身之夫を大切ニ介抱仕候、かん事者誠ニ肌身をも

得隠シ不申体二候得共、愛敬有之者二付、村中より

懇ニ勞り候故且々取続、母并夫を養育仕候付

宝曆十年四月褒美遣之候、然処母事者

明和元年病死、かん事者夫存命之内天明

二年病死仕候

同国同郡同村枝郷佐々並村

百姓

八兵衛

当子七十七歳

右八兵衛儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者兼而持方宜、農業を

専ニ相勤、年貢等一番ニ致皆済、家内

【孝行人】  
阿武郡明木村  
かん

【奇特人】  
阿武郡佐々並  
村八兵衛

并組相之内者不及申、地下中之者とも  
睦敷、諸事貞美奇特之者二付、寛政  
(一七九二)  
四年正月褒美遣之候

此所追而書入候付行數不順

同国同郡同村枝郷川上村

島持高石九斗四升式合

百姓 五郎右衛門母

みや

右みや儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方相果、老極之

母を育渡世難儀之者候得共、薪を樵

(一七九二)

其佃を以米麦塩等之類買候而、母食物

念を入調、自分二者餽食仕、尽孝養

(一七四四)

候付、延享元年二月、同三年二月褒美

(一七九二)

遣之候、然処母事者宝曆八年病死、

みや事も同十年病死仕候

此所追而書入候付行數不順

同国同郡同村枝郷同所

百姓

田島持高三斗五合

市左衛門母

ひやく

右ひやく儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、老母を

育居、貧窮至極之者ニ而、山奥ニ

(一七九二)

住居仕、別而

難儀之所柄ニ候得共、女身ニ而二里程有之船場江焼出之炭一俵充

荷ひ、大概之風雨者不構日々持出シ、纒之

持賃を取、米麦塩之類、或者母之好物少ニ而も

買候而給せ、間相二者薪を取、所詮無寸暇

心遣仕候故、見及聞伝候者者食物之類遣シ

取救候、誠神妙之者ニ而老母を大切ニ勞リ、尽

(一七四六)

孝行候付、延享三年二月褒美遣之候、

尤母事者同二年病死、ひやく事も宝曆

(一七六〇)

十年病死仕候

同国同郡同村枝郷同所

百姓

嬭

島持高六升七合

みの

当子五十六歳

右みの儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父夫共前方相果、老母并

幼少之子共二人召連居候、父者廉有百姓ニ而候処、

夫病身ニ而久々相煩候付、病中死後江懸、造佐入

多、家財等迄売払、当日之取続も難相成、

難儀之居体ニ罷成、みの一人之稼を以家内

四人取続候故、誠ニ飢をも凌兼候程ニ候得共、

老母江者食事等不自由を見せ不申、好物之

品をも給せ、不依何事申分ニ任せ、懇ニ養育仕

(一七八七)

孝心深者ニ付、天明七年十一月、寛政元年

(一七八九)

四月、同二年三月、同四年正月褒美遣之候、今以不相替  
孝行仕候

.....

【孝行△】  
阿武郡川島村  
弥左衛門

持高無之

同国同郡川島村

百姓

弥左衛門

右弥左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者小百姓ニ而両親江厚孝行を

尽シ、父母共相果候付、其後

妻之母及老極候を引請、実母同前ニ養育仕、

病氣之節者食物をも不怠氣を付給せ、

病苦を忘候様懇ニ取扱、神妙之者ニ付、延享

(一七四)

三年二月褒美遣之候、然処右妻之母、寛延

(一七四)

元年病死、弥左衛門儀も宝曆七年病死仕候、  
於于今者、弥左衛門倅之妻計存命ニ而罷居申候

【孝行△】

阿武郡川島村  
長左衛門

持高無之

同国同郡同村

百姓

長左衛門

右長左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方相果、老母相育居

至極小躬之者ニ付、日傭稼等を以て取続候処、

朝夕母江懇ニ氣を付、出入共二母之機嫌を伺

給物等をも不束無之様ニ相調、万事母之

氣ニ背不申、孝心深者ニ付、寛政二年四月

褒美遣之候、然処長左衛門儀同年病死仕、

跡相続之者も無之ニ付、母事不遁者方ニ  
引請罷居申候

.....

【孝行△】  
阿武郡福井村  
小兵衛

持高無之

同国同郡福井郷村

百姓

小兵衛

右小兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者儀、百姓市左衛門と申者之

三男ニ而、父を者兄引請相育、小兵衛儀者母を

引請育居候処、母事眼病相煩色々保養

仕候得共、終ニ悪敷盲人ニ相成候付、小兵衛儀

別而難儀ニ存猶々相勞り、食物等念を入

調給せ、折々者薪杯取候而、城下江持出シ

売払、母之好物を買取帰給せ、昼夜氣を付

孝行仕候、尤兄之方ニ居候父江も時々参

氣分を伺、何ぞ給物之好も候得者調候而

給せ、旁孝心深者ニ付、延享元年二月

褒美遣之候、然処母事同二年病死仕、

父計ニ相成弥懇ニ尽孝心候処、宝曆二年

父病死仕、小兵衛儀も同六年病死仕、

於于今者 跡方無御座候

.....

【孝行△】  
阿武郡福井村  
与次郎

持高無之

同国同郡同村

百姓

与次郎

右与次郎儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、盲目之  
老母相育居、貧窮至極之者ニ而日々之

渡世も六ヶ敷二付、日傭等相稼、先方ニ而朝夕  
給候食物之内、少々充残シ置取帰母江給せ、

雨天之節者薪を樵、城下江持出シ売払、麦杯  
求候而母子取続申候、与次郎無妻之者ニ付

城下江出候留守者火を消座之端江藁屑を集、

其中江母を臥せ給物遣置罷出候、帰候上

夕飯調候間相有之二付、餅をも求取帰、

先早速是を遣、兎角之内夕飯調給せ候様

仕候、扱又着物等無之二付、夜中臥候節者与次郎

着物を脱候而母江着せ候得共、外ニ与次郎着物

無之儀を母存候故着不申二付、近所ニ而古着を

借り、母撫廻シ見候節者着候而、母納得ニ而臥候得者

即時脱候而蓑筵等着臥申候、其外数々

孝心之趣抽諸人候付、宝曆五年二月褒美

遣之候、然処母事同十一年病死、与次郎儀も

安永三年病死仕、於于今者跡方無御座候

【孝行】  
阿武郡福井村  
三郎左衛門

同国同郡同村

百姓

田島持高式石式斗式升式合

三郎左衛門  
当子五十一歳

右二郎左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者貧窮ニ而渡世方至而難儀

仕候得共、持方宜者ニ而、常々両親之氣ニ叶候様  
取計、身柄二者蕨葛根等を掘、其外日々稼ニ

罷出、帰候節者相心之給物等取帰、懇ニ孝養

仕候、父事安永九年病死仕、其後母江弥孝行仕候付、

寛政二年三月、同四年正月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行】  
阿武郡福井村  
次郎左衛門

同国同郡同村

百姓

島持高八斗四升式合

次郎左衛門  
当子四十一歳

右次郎左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、素小躬之者、其上凶作打続至而

困窮仕、薪樵売或者蕨葛根等を掘、其外

種々相稼且々渡世仕候処、父及老極心乱之体ニ

罷成、別而難儀仕候故、次郎左衛門養子之儀ニ候得共、自分

着用之衣類等を売払祈念杯仕、城下其外

罷越候節者餅飴之類買戻り給せ、昼夜

氣を付孝養仕候処、父事天明七年病死仕候、

其後母江も懇ニ孝行仕候付、寛政四年正月

褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行】  
阿武郡黒川村  
もん

同国同郡大井郷村之内黒川村

百姓

婿

島持高老石式斗七升式合

もん  
当子五十七歳

右もん儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死仕、親類兄弟等も無之、老極之母相育、山畠居屋敷計致所持、田地等も無之貧窮仕、

其上母病身二付、渡世難相成体二候処、

種々手業相働、母之側をも不離心を添、

母臥候間相二者木実等拾ひ自分食物二

相用、母江者給物念を入難儀不仕様心を尽シ、

寒氣之節者暖り候様取計、難儀之体を

見せ不申、諸事母之氣を休メ候様懇ニ養育仕、

父ニ離レ当年迄十八ヶ年ニ相成候得共、縁二も

付不申、諸人ニ勝レ孝心深者二付、寛政二年

三月、同四年正月褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行人】  
阿武郡黒川村  
あき

田島持高石六斗二升式合

九郎右衛門娘

あき

当三十五歳

同国同郡同村之内同所

百姓

右あき儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之時母ニ離レ、父及

老年殊十一ヶ年以前より病身二而、達者之儀

難相成至而貧窮仕候得共、あき事様々

心遣を以父之養育懇ニ取扱孝心深者二付、

寛政二年三月、同四年正月褒美遣之候、今以不相替

孝行仕候

【孝行人】  
阿武郡三見村  
三右衛門

持高無之

同国同郡三見郷村

百姓

弥三右衛門祖父

三右衛門

右三右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者若年之時より父母江孝志

有之、二十歳余ニ而父ニ離レ、其後一入母江致

孝行候、浦方ニ罷居漁業仕貧者ニ候処、

漁ニ罷出候而者、漁初穂之魚取帰母江与へ、

留守二者妻并近所ニ居候妹を呼寄せ心添仕せ、

朝夕之食物をも自分ニ取調、諸事母之

氣ニ応シ候様取計尽孝行候付、正徳五年

五月、享保十四年十二月、同十六年七月、

同十九年七月、延享二年閏十二月褒美

遣之候、尤母事享保十六年病死、三右衛門事も

宝曆八年病死仕候

【孝行人】  
阿武郡三見村  
茂左衛門

同国同郡同村

百姓

十左衛門父

茂左衛門

田島持高五石式斗升七合

右茂左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時母ニ離レ、老極之父を

育居孝心深者ニ而、自分身柄之不自由者

致堪忍、食物等不束無之様心遣仕、寝起等

別而相勞り、他出之節者妻江申付念を入

尽孝養候付、延享三年二月褒美

遣之候、然処父事同年病死、茂左衛門儀も

宝曆二年病死仕候  
(一七五三)

【孝行人】

阿武郡三喜村  
平次郎

同国同郡同村

百姓

田島持高五石八斗七合

平次郎  
当子五十三歳

右平次郎儀、親江孝行仕候段、村方より

訴出候付相糺候処、彼者幼少之時

父ニ離レ、成長之上母を懇ニ養育仕、食物

寝せ起シ、其外諸事不束無之様心を

尽シ相勞リ、他出之節者妻江申付、念を入

尽孝行候付、寛政四年正月褒美遣之候、  
(一七九二)

今以不相替孝行仕候

(一四)

此所追而書入ニ付行數不順

同国同郡同村之内山田村

百姓

島持高四斗三升貳合

文右衛門妻  
くめ

当子七十三歳

右くめ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者両親共ニ及老極病身ニ而

稼等も不相成ニ付、くめ事一人之働を以

薪を樵城下江持出売払、其価を以米麦

塩噌之類少々充買求取帰、食物自分ニ

【孝行人】  
阿武郡山田村  
くめ

拵候而両親江給せ、寝起其外懇ニ取扱、

且又孝行之妨ニ相成候故、両親存命之内者

縁ニも付不申孝行仕候付、延享三年二月  
(一七四六)

褒美遣之候、然処父市左衛門儀、宝曆二年  
(一七五〇)

病死、母事も同年病死仕、其後くめ事

文右衛門と申者之妻ニ相成申候

【奇特人】

阿武郡山田村  
千代松

同国同郡同村之内同所

百姓

田島持高六石六斗貳升三合

左兵衛俵  
千代松  
当子三十四歳

右千代松儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者兼而持方宜、年貢納方等之儀者

不及申、諸法度を守、両親江懇仕、家内

睦敷、地下中之付合宜、抽諸人神妙奇特之

(一四)

者ニ付、寛政二年三月、同四年正月褒美遣之候  
(一七九〇)

同国同郡嘉年郷村

百姓

田島持高壹石三斗五升三合

善五郎  
当子「」

右善五郎儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方相果、貧窮独身者故

奉公稼等を以母を養育仕、食事「」

尽孝行候付、寛政二年三月、同四年二月褒美遣之候  
(一七九〇)

今以不相替孝行仕候

【孝行人】  
阿武郡嘉年村  
善五郎

【孝行】  
阿武郡福田村  
るめ

同国同郡福田村  
百姓

田島持高五石七升壹合

幸左衛門妻  
るめ  
当子四十八歳

右るめ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、渡世方難儀之者ニ而、老極之舅江

朝夕之食物等宜物得給せ、不申夫而已〔<sup>(一七八)</sup>〕

至而懇ニ孝行仕候付、天明三年十二月、同

四年八月褒美遣之候、然処舅事寛政

元年病死仕候

【孝行】  
阿武郡宇多村  
伊右衛門

同国同郡宇多村  
百姓

田島持高壹石三斗六升五合

伊右衛門

右伊右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少ニ而父ニ離レ貧窮者ニ候得共、

母を懇ニ致養育、朝夕之食物を初、暑寒之厭

日夜之起臥迄も念を入尽心候、母其外

親類より妻構之儀申聞せ候得共、母江之養育

いかゞ可有之哉と存、独身ニ而孝養仕候、其後

母事次第ニ及老極達而妻構之儀申付、

伊右衛門四十六歳之節、無扨妻構仕尽

孝行候付、享保十七年二月、元文二年

九月、寛保二年九月、延享二年五月褒美

遣之候、然処母事寛延三年病死、伊右衛門儀も

【孝行】  
阿武郡宇多村  
市郎右衛門

同国同郡同村  
百姓

田島持高六石壹斗壹升八合

市郎右衛門  
当子五十四歳

右市郎右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時母ニ離至而貧者候得共、

父江者朝夕之食物随分念を入、好物等不絶

相求給せ、其外諸人ニ勝レ貞実者ニ而尽

孝行候付、天明四年三月、同六年四月、同

七年三月褒美遣之候、然処父事同年

病死仕候

【孝行】  
阿武郡吉部村  
喜右衛門

同国同郡木部郷村  
百姓

田島持高貳升

喜右衛門

右喜右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父母を懇ニ致養育、妻を

構候而者、孝行之妨ニ可相成と考、独身ニ而

尽孝行候付、宝曆六年十月褒美遣之候、

尤父者延享四年病死、母者宝曆十二年

病死、喜右衛門儀も寛政元年病死仕、

於于今者跡方無御座候

【孝行人】  
阿武郡小川村  
よし

田島持高 七十六合

同国同郡小川村  
百姓  
善右衛門妻  
よし

当子三十八歳

右よし儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者前方宿元より一里余も

隔り候所江奉公ニ罷越居候処、父長病ニ而

致難儀候付、昼之内者主用を堅固ニ相勤、

夜中暇を貰罷婦介抱仕候、然処父安永

三年病死仕、其後善右衛門妻ニ相成候

而も、実母を懇ニ相勞リ孝心深者ニ付、

寛政二年三月、同四年

二月褒美遣之候、今以不相替

孝行仕候

【孝行人】  
阿武郡地福村  
より

田島持高 七十九式升表合

同国同郡地福村  
百姓  
嬬  
より

当子五十歳

右より儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者父者前方病死、老極之母相育

居候処、食物其外寝せ起シ等ニ至迄、懇ニ相勞リ

孝行仕候付、寛政三年四月、同四年二月

褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行人】  
大津郡瀬戸崎  
村善左衛門

島持高 六十五升七合

同国大津郡瀬戸崎村  
百姓  
又四郎曾祖父  
善左衛門

右善左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者浦方ニ罷居、常々海上漁業を以

致渡世貧者候得共、両親江食事色々々々ニ

応候様拵試候上給せ、自分漁ニ罷出候時分者、

妻ニ其仕様教置相調せ、漁場より帰候而も

先両親之機嫌を伺、漁場之咄杯を以親之

氣を慰メ、又臥居候時者、寝具相を見合、

寒夜を厭、寢息杯聞合候而自分も臥申候、

其上祖母及老極行歩不叶ニ付、寺江参候節者、

自分負候而連参候、善左衛門留守之内、

別人ニ負レ参候時、漁場より戻合候得者、早速

自分跡より参、心を添申候、旁孝心深者ニ付、

宝永五年正月、同六年五月、享保五年五月、

同七年十二月、同十年十二月、同十九年三月、

褒美遣之候、尤父事者宝永元年病死、

母事者同七年病死、善左衛門儀も延享四年

病死仕候

【孝行人】  
大津郡瀬戸崎  
村平右衛門

島持高 三十八升八合

同国同郡同村  
百姓  
平右衛門

右平右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者常々商売を以渡世仕、

(二六八九) 父者元禄二年病死仕候、父存生之内、萩・

大坂両所二借銀貳貫目有之候得共、返弁之

絶方便、病氣二相成、及末期、倅平右衛門江

何卒一生之内返弁仕候様ニ致遺言、

就夫日之内暮之体ニ候得共、老文式文充

只様溜置、漸十三年忌ニ相当候年、右之

貸主江親之借銀返弁之儀申達候処、

貸主申分二者、一巴留控も無之、無覚束

銀子請取候儀不相成と申候付、親遺言之

(26) 借銀不相調候而者無本意存候間、是非

請取候様ニと媒を以相理候得者、貸主及納得

元銀を以請取候故、手形を取帰、亡父位牌前二

備、右之貸主を申請、十二年忌追善と唱

料理差出候、猶又老母江昼夜尽孝行候付、

(二七一五) 正徳五年十二月褒美遣之候、然処平右衛門儀

(二七一八) 母存生之内享保三年病死仕、於于今者

跡方無御座候

同国同郡青海島之内通浦

百姓

新兵衛祖父

四郎兵衛

鼻持高式斗六升六合

右四郎兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

(27) 相糺候処、彼者父者前方病死仕、老母を

致養育、漁業一偏貧窮者ニ而、衣食

不如意候得共、母江者食物不絶念を入給せ、

着物之儀も常々不寒様ニ調着せ申候、

四郎兵衛漁業ニ出、又者近所江参候迎も、時々

母江伺差凶を請罷出、猶又漁場ニ而魚類

煮焼候而給候時分者、初穂残置取帰、母江

給せ、懇ニ孝行仕候付、享保十九年三月

褒美遣之候、然処母事寛保元年病死、

(二七四九) 四郎兵衛儀も寛延二年病死仕候

同国同郡同島之内同所

百姓

武助祖父

【孝行】  
大津郡通浦  
武助

(28) 鼻持高式斗六升六合 武助

右武助儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死仕、母江別而

尽孝行、妻を構候而も母江不背様申付、

少之詞争をも不仕、小躬之者ニ而、昼夜

漁業ニ罷出候時分者母江伺、帰候而者漁之

善悪申聞せ、漁初穂をも取帰給せ、寺参

仕候節者負候而罷越、享保十七年田作

虫枯之時分、幼少之子共数多及飢体ニ候得共、

老母江著諸事不自由無之様氣を付、抽

諸人孝養仕候付、享保十九年三月

褒美遣之候、然処母事延享元年病死、

(二七五〇) 武助儀も寛延二年病死仕候

(29) 跡方無御座候

【孝行人】  
大津郡蔵小田  
村市松

同国同郡蔵小田村  
百姓  
千之助父

田島持高七十五升七合

市松

右市松儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者抽諸人耕作精を出シ、例年  
年貢等一番二相納、物毎貞美二而、法度を守、

第一兩親共二病身者候処、昼夜懇ニ孝養仕、

母二十六ヶ年之間、乱心之様有之候付、仏神江

祈願仕、四国巡礼ニも兩度母を連參、

小躬之者差間をも不厭、色々致保養

自身昼夜付添介抱仕、抽而孝行貞美之

者二付、宝曆二年四月、同十一年二月、

同年九月褒美遣之候、然処父者同十二年

病死、母も同年病死、市松儀も寛政元年

病死仕候

【孝行人】  
大津郡野田村  
ふみ

同国同郡津黄村之内野田村

百姓

島持高五合

吉左衛門妻

ふみ

当三十七歳

右ふみ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者舅儀者前方病死仕、其後

姑江昼夜無緩孝行仕、寺參等之節者

脊負候而罷越、貧窮之者候得共、懇ニ養育

仕候付、天明五年二月、寛政元年三月褒美

【孝行人】  
美祢郡大田村  
はる

遣之候、然処姑事同年病死仕候

(20)

同国美祢郡大田郷村

百姓

孀

田島持高七十六升五合

はる

当四十八歳

右はる儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、貧窮者ニ而

渡世難相成、近在奉公仕候得共、日々間相を

致差繰罷帰、老母江不自由無之様二尽

孝行候付、天明四年十一月、寛政元年

七月、同二年十二月、同四年正月褒美遣之候、今以

不相替孝行仕候

【奇特】  
美祢郡大田村  
五郎右衛門

同国同郡同村

(21)

百姓

五郎右衛門祖父

田島持高拾石壹斗四升

五郎右衛門

右五郎右衛門儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者貞心第一二而、法度を守、

仏神を尊、親族相百姓と睦敷、修行者

其外非人乞食等江相応之施を致シ、善事を好、

悪事を嫌、近辺三ヶ所之橋及数度自力を以

懸調、抽諸人神妙之者二付、元文五年閏

七月、寛保三年十二月、延享三年十二月、

宝曆三年二月、宝曆六年十二月、同十年

十一月、同十四年二月褒美遣之候、寛保  
(二七四)  
二年十一月、宝曆三年九月褒置申候、  
(二七五)  
其後明和二年病死仕候  
(二七六)

(27)

【孝行】

美祿郡繪堂村  
与左衛門

同国同郡赤鄉村枝郷繪堂村

百姓

田島持高三石九斗七升九合

与左衛門

当子三十一歳

右与左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候处、彼者父者前方病死、老母并  
病身之兄相育居候处、妻構をも不仕、  
身柄一人之稼を以、食物其外念を入  
母兄を懇ニ養育仕、孝心深者二付、  
(二七九)  
寛政四年正月褒美遣之候、今以  
不相替孝行仕候

同国同郡秋吉村

百姓

田島持高式石四斗三合

甚左衛門

当子五十五歳

右甚左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より  
訴出候付相糺候处、彼者父者前方病死、  
老母相育居、甚左衛門儀、愚鈍之性質二付  
渡世方ニも甚疎ク、別而貧窮難儀  
仕候得共、正直孝心之者ニ而、老母給物  
其外諸事念を入養育仕、独身ニ

(28)

【奇特人】

美祿郡嘉万村  
九郎兵衛

尽孝行候付、寛政四年正月褒美  
(二七九)  
遣之候、今以不相替孝行仕候  
此所追而書入二付行数不順

(21)

【奇特人】

美祿郡秋吉村  
半左衛門

同国同郡同村

百姓

田島持高五石六斗九升式合

半左衛門

孫右衛門父

右半左衛門儀、奇特仕候段、村方より訴出候付  
相糺候处、彼者貞心第一二而、家内并相百姓と  
睦敷、法度を守、仏神を尊ミ、父母存生之  
内者懇ニ養育仕、数十ヶ年之間年貢一番ニ  
相納、百姓之勤方不心得之者江者、兼々申聞せ、  
自然と地下持方も直り候様ニ仕成、重宝ニ  
相成者二付、宝曆十一年三月、同十三年四月、  
(二七六)  
同十四年二月褒美遣之候、然処安永六年  
(二七七)  
病死仕候

(25)

同国同郡嘉万郷村

百姓

田島持高式拾三石五斗

喜右衛門祖父

九郎兵衛

右九郎兵衛儀、奇特仕候段、村方より訴出候付  
相糺候处、彼者拙諸人貞実ニ而、法度を守、  
仏神を尊ミ、孤独之者を恵、内証差問候  
者之儀者取続候様致仕組、地下為ニ相成者二付  
(二七九)  
享保十四年閏九月、寛保二年十二月褒美  
(二七四)

遣之、享保十九年四月、寛保二年十一月  
褒置申候、然処延享三年病死仕候

【奇特人】  
美祿郡蘇方村  
吉郎右衛門

同国同郡同村  
百姓

(276)

田島持高拾九石式斗六升式合

吉郎右衛門祖父  
吉郎右衛門

右吉郎右衛門儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者貞実第一二而、法度を守、

仏神を尊ミ、農業を専ニ相勤、孤独之者を恵

抽諸人候者二付、元文三年五月褒美遣之、

寛保二年十一月褒置申候、然処宝曆六年

病死仕候

【孝行人】  
美祿郡大嶺村  
六三郎

同国同郡大嶺村  
百姓

十兵衛父

田島持高五石八斗式升壹合

六三郎

右六三郎儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者貧窮至極候得共、万事親之

心ニ不背、不自由無之様心を尽シ、在所山奥

寒気強、作物不熟ニ而、別而渡世難儀之

場所ニ候処、秋納之節者在所より往来九里之

山道嶮岨を不厭、賃送ニ罷越、帰之節者

両親好之給物等致心遣取帰、或者新樵壳等之

稼を以、乏敷体を親ニ隠、懇ニ孝養仕候付、

(一七三五) 享保二十年三月、寛保二年九月、宝曆二年

七月褒美遣之候、然処父事者享保二十年

病死、母事者寛延四年病死、六三郎儀も

明和六年病死仕候

【孝行人】  
美祿郡伊佐村  
權平

同国同郡伊佐郷村  
百姓

清蔵祖父  
權平

田島持高拾四石八斗七升五合

右權平儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時父ニ離レ、母之養育ニ而

生立、正直孝心之者ニ而、常々出入共ニ母ニ伺

年長候而も、万端母之心ニ不背、諸事貞実ニシテ

尽孝行候付、享保二十年三月、寛保二年

九月、宝曆三年七月褒美遣之候、母事者

延享五年病死、權平儀も安永五年

病死仕候

【孝行人】  
美祿郡伊佐村  
伝右衛門

同国同郡同村  
百姓

儀助父

田島持高拾五石式斗五升

右伝右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少之時より父母之詞ニ背不申、

年長候而も諸事談合、差図を請取行、

懇ニ孝養仕候、其外万事貞心ニ而持方

宜者二付、延享四年三月褒美遣之候、  
然処父事者宝曆六年病死、母事者  
(一七五〇)  
(一七四三)  
寛保二年病死、伝右衛門儀も天明五年病死仕候

【孝行人】  
厚狭郡埴生村  
せい

同国厚狭郡埴生庄村

百姓  
婦

持高無之

右せい儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相札候処、彼者父者小百姓二而、纒之田畠

致所持、男子無之女子一人二而、及老年耕作

不相成二付、無抛田畠売払困窮仕候処、せい事

父母を懇ニ養育仕、昼夜紡織等之儀、精を出シ、

其働を以、病身之父母食物衣類等不自由

無之様ニ心を尽シ孝行仕候付、宝曆十一年

三月褒美遣之候、尤父者同四年病死、母も

同五年病死、せい事者天明七年病死仕候

同国同郡同村

百姓

田畠持高六石七斗七合

孫左衛門

当子三十八歳

右孫左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相札候処、彼者老極之父母、幼少之子共を

手添相育、至而困窮者候得共、耕作致出精、

農業之間相二者寒暑を不厭、薪樵売

日傭稼等を以且々取続、辛苦を父母ニ隠シ、

諸事親之心を安メ、昼夜懇ニ尽孝養候付、

寛政二年十二月、同四年正月褒美遣之候、今以不相替

孝行仕候

【奇特人】  
厚狭郡埴生村  
庄次郎

同国同郡同村

百姓

庄三郎父

庄次郎

田畠持高式石三升

右庄次郎儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相札候処、彼者幼少之時父母ニ離レ、兄弟

三人有之貧窮至極候処、兄弟至而睦敷

渡世方種々申談取続候中二も、庄次郎儀

勝而諸法度を守、年貢堅固相納、耕作

出精仕、志奇特成者二付、宝曆十一年三月

褒美遣之候、然処寛政元年病死仕候

同国同郡吉田村

百姓

佐兵衛

持高無之

右佐兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相札候処、彼者幼少之時父ニ離レ、継父之

養育ニ而致成長、貞美ニシテ、父母之心ニ不違

懇ニ取扱、父母及老衰歩行不自由ニ相成

候而者、脊負候而連歩行、食物等心を尽シ、

妻をも不構孝行仕候付、宝曆二年七月

褒美遣之候、尤継父儀、寛保二年病死、  
母事者延享三年病死、佐兵衛儀も明和  
八年病死仕、於于今者跡方無御座候

同国同郡同村

【孝行人】  
厚狭郡吉田村  
孫兵衛

田島持高九拾二石七斗五升六合

百姓

孫兵衛

当子三十四歳

右孫兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼年之時父ニ離レ、母江孝行

仕、病氣之節者昼夜付添介抱仕、家子

数多相抱候得共、母之給物等を者自身

相調、好之品を進メ、懇ニ養育仕候、然処

母事寛政三年病死仕候、孫兵衛事

.....

孝行且慈悲心之者ニ而、凶年者勿論

自道迎も貧窮之者取救をも仕候付、

同四年正月褒美遣之候

同国同郡山井村

百姓

吉兵衛父

田島持高二石七斗五升

右吉六儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少ニ而父ニ離レ、貧窮者ニ候得共、

生質貞実ニ而、法度を守、年貢等堅固ニ

相納、懇ニ母を致養育、常々脊負候而

寺杯江連参、食事等好物を進メ、寒暑之

苦無之様ニ心を尽シ、妻者先達而相果、幼少之

.....

子共二人召連、昼夜無懈怠孝行仕候付、

延享三年三月褒美遣之候、然処吉六儀

母存生之内宝曆二年病死仕候

同国同郡同村

【孝行人】  
厚狭郡山井村  
徳右衛門

田島持高拾石七斗七升七合

百姓

徳右衛門

当子三十一歳

右徳右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者常々持方貞実ニ而、耕作

出精仕、養父母実母一所ニ相育、猶又病

身之伯父をも育居候処、少シも無疎略

致介抱、家内多人数故、作方計ニ而不

相調ニ付、農業之間相二者、薪樵売、

.....

日傭稼等を以、孰も不自由無之様昼夜

心を尽シ孝養仕候付、寛政四年正月

褒美遣之候、今以不相替孝行仕候

同国同郡松屋村

百姓

伝右衛門父

田島持高式拾四石七斗八升三合

右伝右衛門儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者貞実ニ而耕作致出精、年来

秋納一番ニ皆済仕、或者心得悪敷者江著

利害を説申聞せ致教訓、其者不用時者

懇意を断、其者改候得者又如素相交

万端持方宜、奇特者二付、宝曆六年十二月、  
(一七五〇)

同十一年三月褒美遣之候、然処寛政元年  
(一七八九)

病死仕候

同国同郡同村

百姓

十郎兵衛父

田島持高式拾六石三斗八升

又左衛門

右又左衛門儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者貞心ニ而、諸法度を守、

儉約を尽シ、名聞ニ不拘貧窮孤独之者を

恵、抽而奇特成者二付、宝曆六年十二月、  
(一七五〇)

同十一年三月褒美遣之候、然処明和五年

病死仕候

.....

同国同郡吉見村

百姓

孀

田島持高式石五斗三合

なん

右なん儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者四十二歳之時夫病死仕、至而

貧窮者ニ而渡世方難儀仕候得共、女之身トシテ

日傭稼等仕、舅姑を相育懇ニ致孝養

寺参仕候節者脊負候而川を渡置、帰候節も

【孝行】  
厚狭郡吉見村  
なん

【奇特】  
厚狭郡松尾村  
又左衛門

時分を考迎ニ出候様心を配念を入、舅者

別而長命ニ候得共弥尽孝行候付、元文  
(一七三九)

四年五月、同年十二月、寛保二年九月、同年  
(一七四一)

十二月、延享二年十二月、宝曆十二年四月、  
(一七六三)

明和元年三月褒美遣之候、尤舅事者  
(一七六四)

.....

寛保三年病死、姑事者延享三年病死、

なん事も明和三年病死仕候

同国豊浦郡神田郷村之内肥中浦

百姓

伝右衛門妻

田島持高三石九斗三升七合

もみ

当子二十五歳

右もみ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者幼少より両親江孝行仕、  
(一七八一)

母天明元年病死仕候、以後者一入父江念を入

寺参等手を引罷越候処、父病氣ニ相成候而者  
(一七八九)

別而不限昼夜介抱尽心候処、寛政元年  
(一七八九)

.....

病死仕候、其後追善供養等懇ニ相営

日々三度充霊供茶湯等無懈怠相備

其上慈悲心深、修行者其外難儀体之者江  
(一七九〇)

施行をも仕、至而孝心之者二付、寛政二年

二月、同四年正月褒美遣之候

【孝行】  
豊浦郡肥中浦  
もみ

【孝行人】  
見島郡勘左  
衛門

持高無之

同国見島郡  
百姓

勘左衛門

右勘左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者諸人ニ勝レ父母江孝行深

小躬之者候得共、昼夜食物等給能様ニ調

自分試候而給せ、耕作ニ出候節も父母江

伺、老極不行歩之父母を替々負候而

自分之作物を見せ、折々氣を晴せ候様

諸事心を配懇ニ孝養仕候付、享保十四年

十二月、同十九年七月褒美遣之候、然処

母者同二十年病死、父者寛延二年病死、

勘左衛門儀も宝曆九年病死仕、於于今者

跡方無御座候

◇長府藩

【孝行人】  
豊浦郡大庭村  
惣吉

末家毛利甲斐守領分

長門国豊浦郡田耕郷村之内大庭村

百姓

田島持高六石五斗九升

惣吉 当子七十一歳

右惣吉儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方病死仕、母行歩

不叶ニ而他行難成故、仏参其外親族江も

脊負連参、常々給物等望候時何ニ而も度々

早速取拵給せ候、夜中者臥候を能見合其後

身柄臥申候、猶又夜中度々見合、手足杯

【孝行人】  
豊浦郡下大田  
村九郎兵衛

冷候時者膚ニ添暖メ申候、朝起候而給物を  
能見届、夫より農業ニ掛リ申候、右孝養仕候付、  
天明七年七月褒美遣之候、尤母事天明  
六年病死仕候

同国同郡同村之内下大田村

百姓

田島持高式石八升九合

九郎兵衛 当子五十二歳

右九郎兵衛儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者父者安永三年病死仕、母行歩不叶ニ而他行難

成故、仏参其外親族江も脊負連参、

給物等望候時度々何ニ而も取拵給せ申候、

夜中者臥候を能見合身柄臥申候、猶又夜中

度々見合、朝起候而給物を能見届、夫より

農業ニ掛リ申候、一応妻迎候得共、妻有之

候而者母江孝養薄成行可申と心付離別仕、

母存命之内者妻相迎不申候、近辺之者共も

挙而孝行人と吹聴仕候、右孝養仕候付、

寛政三年正月褒美遣之候、

然処母事同年病死仕候

【孝行人】  
豊浦郡粟野村  
六左衛門

同国同郡粟野村

田持高四斗八升六合九勺

百姓

六左衛門

当子六十五歳

右六左衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者七歳ニ而養子ニ参申候、  
食物等望候時度々何ニ而も早速

取拵給せ申候、夜中父母臥候を見合身柄臥、  
夜中も度々見合念を入申候、田地持高少ク

浦辺ニ罷居船をも乗渡世仕候、母者天明(二七八四)  
四年病死仕候、他国江罷出候節者父を近辺江

懇ニ厚頼置罷越候、旅より罷帰候節者  
常々氣ニ応シ候物を取帰与申候、右孝養

仕候付、寛政四年正月褒美遣之候、今以  
不相替孝行仕候

【孝行人】  
豊浦郡角島

同国同郡角島

長吉

百姓

田島持高(二七六)式升式合

長吉  
当子二十三歳

右長吉儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者漸東西相弁候節より父母之言ニ  
聊も不背、成長ニ随朝暮心を付、夜中も

臥居候を度々見合、朝起候を見夫より農業ニ  
掛り申候、右孝行仕候付、天明七年七月褒美

遣之候、今以不相替孝行仕候

【孝行人】  
豊浦郡赤間關  
村三百目新地

同国同郡赤間關村之内三百目新地

持高無之

虎助娘

(26)

ゆう  
当子二十歳

右ゆう儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者父三十ヶ年以前より病氣、  
歩行も難相成、貧者候得者渡世も難成

候付、身柄人ニ雇レ相稼致孝養候付、近辺  
之者共より夫迎候者渡世之手段可宜と一族共

申候得共、夫迎候得者孝養妨ニも可相成と  
相断、婦人之身ニ而風呂屋仕候、常々食物等

望候品者何ニ而も取調給せ、昼夜無油断  
心を附見合申候、善悪共ニ親申言聊も

相背不申孝養仕候付、寛政四年正月  
褒美遣之候、今以不相替孝行仕候、尤母者

天明五年父離別仕候

◇徳山藩領

末家毛利石見守領分

【孝行人】

周防国都濃郡野上庄村之内徳山村

都濃郡徳山村  
万右衛門

町人

万右衛門

右万右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付  
相糺候処、彼者家居貧ク日傭賃業を勤、老母并

病身之兄江撫養方尽心力候、朝者未明ニ起炊煮等致  
置、時刻を計母兄之者江薬食等相進メ後其日之作業ニ出、

夜者兩人を寢息ニ附、日々之賃余を以相求候米杯を舂、其外  
育養方を取計向相尽臥寝をも不相安、又夏冬者母

兄之者暑寒之於凌方其苦艱を不為知様取計之候、  
若又母外行候節雨天夜分ニ者必肩脊ニ負伴ひ帰

惣而自身之勞を不憚、万端ニ付母兄之心安慰候様人

(28)

不知も致シ候儀、旁誠孝悌之行無残所相尽候趣

二付、延享元年七月褒美遣之候、於于今者跡方無御座、  
(一七四四)

母兄并方右衛門病死之時節等相知不申候

同国同郡同村之内同所

町人

難波屋平左衛門

右平左衛門儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者父者前方相果、老母江孝養之志

深く、昼夜力を尽シ抜群之行二付、明和五年十二月  
(一七六八)

褒美遣之候、然処母事同九年病死、平左衛門事も

天明四年病死仕候、於于今者跡方無御座候  
(一七八四)

同国同郡同村之内同所

町人

万屋彦市

当于五十四歳

右彦市弟

与右衛門

当于五十一歳

右彦市・与右衛門儀、親江孝行仕候段、町方より

訴出候付相糺候処、彼者其父者前方相果、

兄弟間睦順ニ而老母江孝心深く、平日

申合生業相励候而孝養之行仕候付、

天明七年八月褒美遣之候、母事其前年  
(一七八七)

病死仕候

【奇特人】

都濃郡徳山村  
市兵衛

(29)

同国同郡同村之内同所

町人

市兵衛

右市兵衛儀、奇特仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者至而貧窮故狭キ借宅ニ

住居仕、近辺漁場之舸子を産業トシテ

致渡世候処、数年病身ニ罷在候大叔父

平左衛門を引請養育仕、其起臥介抱等

昼夜尽心候而敬養仕、其上性質美善之

趣二付、延享元年七月褒美遣之候、於  
(一七四四)

于今者跡方無御座、大叔父并市兵衛

病死之時節等相知不申候

同国同郡矢地村枝郷福川村

町人

善左衛門妻

つや

当于三十八歳

右つや儀、親江孝行仕候段、町方より訴出候付

相糺候処、彼者舅者前方相果、家居

甚貧ク、平日姑江孝養之道不怠殊更

姑多年大病罷在候処、其介抱等最相勤

昼夜尽心力候付、天明七年八月褒美  
(一七八七)

遣之候、其後姑事同年病死仕候

【孝行人】  
都濃郡富田村  
きよ

持高無之

同国同郡富田郷村  
百姓  
市助妻  
きよ

(20) 当子四十九歳

右きよ儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付  
相糺候処、彼者親元罷居候内実母者

前方相果、実父江孝心深ク養育方昼夜

尽力候趣二付、天明七年八月褒美遣之候、  
(七八七)

尤父事其前年病死仕候

【奇特人】  
都濃郡富田村  
善次郎

持高有無不詳

同国同郡同村

百姓

善八祖父

善次郎

右善次郎儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者性質正直ニシテ平日農業

出精相勤、尚専領主を敬候志深候而、村

(20)

役人等之下知宜相守其行抽他候付、享保

(二七四)  
九年五月褒美遣之候、然処同十二年病死仕候

【奇特人】  
都濃郡山田村  
市右衛門

持高無之

同国同郡山田村  
百姓

権左衛門家来

市右衛門

当子四十七歳

右市右衛門儀、奇特仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者生得貞美ニ而主人権左衛門

【孝行人】  
阿武郡大井村  
伊兵衛・つう

持高有無不詳

長門国阿武郡大井郷村  
百姓

伊兵衛

右伊兵衛姉

つう

右伊兵衛・つう儀、親江孝行仕候段、村方より

訴出候付相糺候処、両人之者性質至孝、

俱々申合老母江孝養昼夜心力を尽シ、

其行拔群之儀二付、享保九年五月  
(七八四)

褒美遣之候、於于今者跡方無御座、母并

伊兵衛・つう病死之時節持高有無等

相知不申候

◇清未遺蹟

【孝行人】

豊浦郡小月村  
五郎右衛門

(20) 末家毛利甲斐守分地毛利讃岐守  
領分

長門国豊浦郡小月村

百姓

五郎右衛門

当子四十八歳

右五郎右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、彼者五歳ニ而父相果、母之養育ニ而

成長仕候、母及老極候迄無妻ニ而相稼家貧者ニ

御座候得者、朝夕食事自炊仕孝養仕候、

母并親類共妻娶候様度々申聞候得共、

千一母之心ニ不相叶事有之候、而者気毒ニ付

相断候冲妻不相迎至孝之段、村中感心

.....

仕候付、(二七七六)安永五年十月褒美遣之候、然処

母事天明(二七八一)元年病死仕候

【孝行△】

豊浦郡阿内村  
音右衛門

同国同郡阿内村

百姓

田島持高五斗四升三合

音右衛門

当子四十七歳

右音右衛門儀、親江孝行仕候段、村方より訴出候付

相糺候処、万事父母之教を不背、家貧者二

御座候得者人二雇レ渡世仕候、孝行之心懸

宜村中も感心仕候付、天明六年十二月(二七八六)

褒美遣之候、父者天明二年病死、母者同

六年病死仕候

.....

右松平義二郎領内周防長門、前々より孝行

又者奇特成儀有之候而、褒美等も仕候者、

前書之通御座候、尤末家毛利甲斐守、(支藩長府藩主毛利匡芳)

毛利石見守并甲斐守より内分之末家

毛利讃岐守領内迄無残相糺、両国一円(支藩清未藩主毛利匡邦)

本家より御届仕候、以上

終